

令和5年度

事業計画及び予算書

社会福祉法人 堺市社会福祉事業団



多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、地域の社会福祉の中核的な事業者として、専門性や独自性がさらに発揮できるように引き続き取り組んでいきます。

令和 5 年度につきましては、まず事業運営という観点からは、堺市立こどもリハビリテーションセンターにおける令和 6 年度からの 5 期目 5 年間の指定管理者の受託が重要な取り組みとなります。令和 6 年 4 月施行の児童福祉法改正の趣旨を踏まえ、児童発達支援センターの類型（医療型と福祉型）の一元化、地域における障害児支援の中核的な役割を担っていくとともに、各拠点における療育及び相談支援の実践を引き続き積み重ねることにより堺市における療育機能の拠点としての発展に努めるとともに、年々厳しくなる指定管理料を含めた財政面での堺市の方針を確認しながら、次期指定管理者選定に向け、持続可能な療育システム及び組織体制、収支計画等について堺市と協議していきます。

また、堺市立健康福祉プラザについては、当事業団を代表構成員とし特定非営利活動法人 堺障害者団体連合会、及び公益財団法人 フィットネス 21 事業団との 3 者による共同事業体として、第 3 期指定管理者の 2 年目として、日々の業務の中で実績を積み重ねていきます。

いずれの施設でも、より多くの方々から愛される施設となるよう、職員が一丸となって一層の努力をしていきます。

次に、経営・会計という観点からは、各事業における ICT の活用、新型コロナウイルス感染症や災害等を想定した業務継続計画（BCP）の検討等、今後も堺市所管課等と協議・連携し、引き続き経営管理体制及び財務規律の強化、事業運営の透明性の向上に努めていきます。

最後に、事業団として良質な支援サービスを常時確保できる体制の確保の観点から、専門職員の確保及び適正な人事管理を図り、職員の意識改革及び能力開発を促進します。また効果的な人材育成を推進することを目的として取り組んでいます、全常勤職員を対象とした人事評価制度については、令和 4 年度から 1 年単位での評価方法に変更したことを受け、その効果等を確認しながら引き続き実施していきます。

令和 4 年度までの成果を踏まえ、令和 5 年度以降も利用者の皆様の人権、人格を尊重し、利用者の声に耳を傾けたサービスの提供を心がけ、またこれまで蓄積した専門的技術やノウハウといった経営資源を活用して、社会情勢や多様化する利用者ニーズに対応した事業を実施するとともに職員ひとりひとりが常に改革マインドを持って更なる事業の充実を図り、堺市における障害児者支援の中核的な役割を担うべく鋭意努めてまいります。

## I. 管理運営方針

当児童発達支援センターは、心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の早期療育支援を行うことにより、豊かな発達と自立を促し、地域社会の中で生き生きとした暮らしが送れるよう、家族も含め総合的に支援を行います。また、地域のこども園や幼稚園、小学校等に通う支援の必要な子どもと保護者に対しても専門的なアドバイスを行い、関係機関とも連携し発達支援や家族支援を行います。

堺市全体の障害児支援の一層の充実を図るために、これまで蓄積してきた専門的技術、知識、経験、情報といったノウハウを活用し、障害のある子どもの地域での生活を支える支援拠点として、市内の関係機関の後方支援に取り組みます。また、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供できるよう、令和5年度も引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止策の取り組みをはじめ、安心、安全な療育を行い、療育の質の維持、向上に努めてまいります。

そのために、これまでの実績や課題をふまえ、令和5年度は以下を重点項目として、施設管理・事業運営を行います。また令和5年度は、第4期指定管理期間の5年目を迎えます。国における「障害児通所支援の在り方」の方向性を踏まえつつ、次期指定管理者選定に向けた準備をすすめてまいります。

### 1. 質の高い療育の維持

障害のある子どもに対して、「子どもらしい生活」と「専門的な療育支援」を一体的に提供できることが事業団の療育の強みです。今後も質の高い療育を継続的かつ安定的に提供していきます。また、療育の質の維持、向上のために人材の確保と育成に注力します。

### 2. 地域支援の強化

並行通園、保育所等訪問支援、障害児相談支援事業、障害児等療育支援事業等を実施します。

第2もず園、第2つぼみ園では引き続き並行通園を実施し、利用者のニーズに応えます。また、在籍園への訪問などを通して地域の関係機関の支援力の向上に寄与します。保育所等訪問支援は、第1もず園、第1つぼみ園で引き続き実施します。今後は訪問支援等をとおして学校との連携を更に進め、引き続き利用者のニーズに合わせて保育士やセラピストなど専門職を訪問支援員として派遣することで、地域の支援体制を構築していきます。

障害児相談支援については、相談支援員が順次、強度行動障害や医療的ケアに関する専門研修を受講し、より丁寧で専門的な相談支援を行います。

土曜日に実施している自主事業について、運動発達に遅れのある児や医療的ケア児等を対象に、保護者にとって利用・相談しやすい場となるよう工夫し実施していきます。

引き続き、堺市内にある児童発達支援事業所に対し、児童発達支援センターが中心となって「児童発達支援に係る交流会」等を開催します。関係機関との連携をさらに強化し、地域の障害児支援拠点としての役割を果たします。

### 3. 情報の公開

事業団だよりの発行やホームページ等を使って情報の発信と公開を行います。特にホームページは、利用者や市民にとって分かりやすいものとなるよう内容の充実に取り組みます。関係機関向けにセンター見学会を実施する等、児童発達支援センターについて市民への周知を更に図ります。

#### 4. 危機管理

気候変動に伴う自然災害や南海トラフ地震などの大規模災害に備えた危機管理と事業継続の在り方について再検討を行い、非常時に備える体制の構築を図ります。

#### 5. 安心、安全な療育の提供

引き続き新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の感染防止の取組みを講じていきます。また、施設の不備が生じた際には、速やかに改善を図るとともに、南こどもリハビリテーションセンターにおいては、施設の老朽化に伴う修繕箇所について、市とも協議を行いながら、施設の維持管理に努めてまいります。

## II. 目標設定

これまでの施設管理・事業運営の実施状況や利用状況をふまえ、「適正な管理運営の確保」、「利用者サービスの向上の取組」、「収支の実績」に関して下記の通りの目標を設定します。

### 1. 数値目標の設定

区分	項目	目標・水準等
適正な管理運営の確保に関する目標	①児童発達支援センター（4施設）延利用者数 ②診療所における機能訓練実施単位数 ③保育所等訪問支援の実施件数 ④障害児相談支援の実施件数	① 年間延べ 38,000 人以上 ② 年間延べ 26,720 単位 ③ 年間延べ 370 件 ④ 年間延べ 1,500 件
利用者サービスの向上の取組に関する目標	利用者評価アンケート ① センターの利用者 ② 親子教室の利用者	利用者の満足度(5段階評価の内上位2位「よくあてはまる」「あてはまる」を選んだ人の割合) ① 90.1% ② 90.1%
収支に関する目標	① 利用料金収入 ② 利用料金収入の総支出に占める割合	① 年間 430,000 千円以上 ② 40%以上

### 2. 目標を達成するための取組み

#### (1) 適正な施設管理や事業運営

施設管理・事業運営にあたっては、適正に実施するとともに、堺市への連絡・報告・協議を適切に行います。毎月開催する市との定例会議において、毎月の施設管理・事業の状況、課題等を共有し、今後の対応や取組等について協議を行います。

#### (2) 収支計画

利用者ニーズに沿った多様な登園形態の実施、サービスの維持・向上により安定した収入を確保し

ます。効果的な職員配置を行い、業務の改善、効率化を図ります。利用者の利便性、提供するサービスの質の低下をきたさない範囲でコスト削減に努め、事務費、事業費の縮減を図ります。

### (3) 人材育成・職員の研修計画

障害児支援に携わる職員として必要な専門知識や技術だけでなく、人権研修や権利擁護等の法令遵守も含めた研修を計画的に実施します。効果的な OJT を実施し、個々人の「問題解決能力」「業務遂行能力」「職員として求められる専門的知識・技術」等の向上を図ります。また、人事評価制度の効果的な活用により、職員の意欲喚起と能力向上を促します。

#### ①人事評価

人事評価を実施します。職員が自らを見つめ直し、知識や専門性の向上、スキルアップを目指す機会とするとともに、上司とのコミュニケーションを深め、強みを伸ばし、弱みを補強しながら個々の持つ能力や意欲を引き出します。

#### ②研修計画

##### ア. 職階別研修

研修名	開催時期	対象職員
新任研修	4月～5月	新規採用職員
主任者研修	8月～10月	中堅職員
管理者研修	1月～2月	役職者

##### イ. 全体研修

研修名	開催時期	対象職員
人権擁護・虐待防止研修	年間通して実施	全職員
職員健康保持・増進研修	1月～2月	全職員

##### ウ. 専門職研修

研修名	開催時期	対象職員
職員全体研修	年間2回	全職員
職種別研修	年間通して実施	全職員
各園事例検討会	年間2回	全職員
職種別派遣研修	年間通して実施	全職員

(新任研修) 新規採用職員を対象に事業団の概要や業務について各職種から研修を実施します。

(主任者研修) 部下の指導育成について理解を深め、職務遂行するための知識向上を図ります

(管理者研修) 人事・労務・財務・設備管理等、管理者として業務遂行に必要な知識の向上を図ります。

(人権擁護・虐待防止研修) 人権意識を高め、虐待を未然に防ぎ、支援の質の向上を図ります。

(職員健康保持・増進研修) 衛生委員会の主催で、職員の健康保持、増進のため、職員ひとりひとりの意識啓発を図ります。

(専門職研修) 各職種での障害児支援に係る専門的知識、技術を習得し、専門性の向上を図ります。

(その他) 事業団職員・関係機関・市民対象の研修を、オンライン等も利用しながら実施します。

### 3. 利用促進計画、サービス向上の方策

#### ①地域との連携強化

並行通園クラスについては、療育内容の充実と、在籍園への連携を強化し、支援します。また、保育所等訪問支援事業及び障害児等療育支援事業の施設支援においては、センターの職員が地域の

子どもを預かる機関に出向くことで、地域における障害の理解促進や支援の向上につなげていきます。また、こども園、幼稚園、学校からの相談にも積極的に応え、連携を深めていきます。

## ②情報の提供

事業団が実施する事業を広く周知し、障害理解を促進します。パンフレットや、事業団だよりの発行、ホームページの更新に加え、日々のフェイスブックを通じ、きめ細かな情報発信を行います。

適切な療育の提供を基本とし、家庭状況をふまえた保護者のニーズにも対応できるよう、ホームページ等を活用し、園で取り組んでいるあそび等の動画配信を行います。

## ③危機管理

種々の災害に対しては、危機管理対応マニュアルの点検・整備を行い、随時訓練を実施し不測の事態に備えます。また、大規模災害時の事業継続計画についても整備に取り組みます。

## 4. モニタリング計画と管理業務への反映

利用者(保護者)評価を年1回実施し、ニーズを把握しサービスの向上に努めます。各園単位で利用者(保護者)との定例懇談会を行います。また、つぼみ園、もず園両園の保護者と市及び事業団との懇談会を実施します。職員が共通の認識をもち、サービス改善意欲の向上を図り、利用者、関係者からの信頼を得るよう努めます。

児童発達支援ガイドラインに基づく自己評価を各園で実施します。また、第2つぼみ園で第三者評価を受審し、その結果を公表します。

## 5. 虐待防止への対応

①従業者への研修を実施します。

②虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底します。

③虐待の防止等のための責任者を設置します。

## 6. 苦情・要望等への対応

苦情・要望への対応について、各園単位で「苦情解決責任者・苦情受付担当者」を任命し、「苦情解決マニュアル」に基づき、全職員が誠意をもって適切に対応します。

## Ⅲ. 業務の実施内容及びスケジュール

業務の実施にあたっては、仕様書に基づいて以下の通り実施します。

### 1. 児童発達支援センターの運営について

#### (1) 定員

・堺市立南こどもリハビリテーションセンター

堺市立第1つぼみ園	30名	堺市立第2つぼみ園	50名	計80名
-----------	-----	-----------	-----	------

・堺市立北こどもリハビリテーションセンター

堺市立第1もず園	20名	堺市立第2もず園	100名	計120名
----------	-----	----------	------	-------

#### (2) 療育について

医療型児童発達支援センターと福祉型児童発達支援センターおよび診療所を併せ持つ複合施設の

機能を生かして、子どもの発達を支援します。そのために医師と各種専門スタッフが相互に連携を深め、子どもの発達状態を的確に評価し、療育を実施します。

療育にあたっては、子どもへの直接支援とともに、家族への支援も重視していきます。

### (3) 療育内容等について

#### 医療型児童発達支援センター（第1つばみ園、第1もず園）

①障害が重い子どもにとっては、医療的ケアが必要になることが多くあります。

医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、児童指導員、管理栄養士、給食担当者等が連携を密にし、共通認識のもと支援にあたります。

②一人ひとりの子どもの状態を的確に把握し、発達課題を明らかにします。言葉の理解や感覚・認知能力の向上、情緒の安定、社会性の育成を目指して、全身活動や感覚遊び等の保育を通じて集団のエネルギーを生かすとともに、個別へのアプローチを組み合わせることで保育を実施します。

③主体的に生活し意欲的な子どもに育つように保育をすすめます。

④個別支援計画を保護者の願いや要望をふまえて作成し、保護者と確認して支援にあたります。

#### 福祉型児童発達支援センター（第2つばみ園、第2もず園）

①障害の違いや発達段階の違いから子どもの課題のあらわれ方は様々です。個々の子どもの発達課題を明確にし、クラス集団と個人の目標を持って支援にあたります。

②言葉や感覚・認知能力の向上、情緒の安定、社会性の育成を旨として全身活動や感覚遊び等の保育に取り組みます。保育においては、子ども集団での取り組みとともに、個別へのアプローチも組み合わせることで実施します。

③主体的に生活し意欲的な子どもに育つように保育を進めます。

④個別支援計画を保護者の願いや要望を踏まえて作成し、保護者と確認して支援にあたります。

⑤地域のこども園や幼稚園に通う専門的な療育を必要とする子どもに対して、並行通園クラスを開催し、療育を通して利用する子どもが在籍園での生活がより過ごしやすくなるよう支援していきます。

⑥園庭開放を実施し、必要な相談等に応じます。

#### 家族支援について

家族の不安や悩みを積極的に受け止め、自信を持って子育てができるよう支援します。

- ・家族支援プログラムを計画的に実施します。
- ・クラス懇談会と個人懇談会を開催します（年2～3回）
- ・家庭訪問を年度始めと必要に応じて行います。

#### 家族支援プログラム（予定）

<ul style="list-style-type: none"><li>・試食会・栄養学習会</li><li>・ことばの発達について</li><li>・歯科教室</li><li>・夏の感染症について</li><li>・発達障害の理解について</li><li>・5歳児向け「就学について」</li><li>・「就園について」</li><li>・福祉制度について</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・先輩保護者の子育てから学ぶ</li><li>・こどもの感覚・運動について</li><li>・外部講師を招いて（日曜参観保護者教室）</li><li>・サポートブック・あい・ふあいるについて</li><li>・冬の感染症について</li></ul> <p>※その他、進路の考え方、余暇の過ごし方や子育てなど、クラス単位で保護者同士の情報交換、交流の場を設定しています。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### リハビリテーションについて

- ①理学療法（PT）、作業療法（OT）、言語聴覚療法（ST）の各個別リハビリを、必要な児童に対して医師の処方のもとに行います。また、各リハビリを通じて保護者に日常生活動作の助言を行います。
- ②補装具の作成や、日常生活用具等の給付に関して相談に応じます。園で使用する器具で製作可能なものは園で製作します。

### 給食について

- ①子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、積極的に食育に取り組んでいきます。
- ②発育段階に応じた適正な栄養とカロリーを考慮したメニューを作ります。摂食機能に障害がある子どもに応じた特別食を用意します。
- ③「経管栄養」「離乳食」への対策、指導、「肥満」「貧血」「偏食」の改善など、より良い食習慣と栄養管理に向けて、保護者に対し食事作りや栄養指導を行います。
- ④園共通献立を実施します。各園での献立づくりの良さを加味し、それぞれの経験を生かしながら、より質の高い給食が提供できるようにしていきます。

### 送迎について

子どもの送迎はマイクロバスなどで市内を巡回して行います。

### 利用者等の要望の把握について

- ①日常業務を通じて、利用者の要望の把握を積極的に行うと共に、定期的に懇談の場を設け、出された意見については、速やかに検討し、日々の業務への反映を図ります。
- ②下記の取り組みを通じて利用者の理解や満足が得られる施設を旨とします。
  - ・年1回は保護者会と懇談会を実施します。
  - ・園運営に対する利用者(保護者)評価を年1回実施します。
- ③ホームページに「ご利用者様のご意見箱」を設置し（令和2年12月より）、ご意見をオンライン上でもうかがえるようにします。

### 専門性の向上について

- ①保護者のニーズに応え、子どもの発達、障害、疾病に見合った効果的な療育の提供が行える専門的で信頼される職員となるよう各種の研修を実施します。
- ②医療や保育、リハビリテーションなど部門別の各種研修会や学会に職員を派遣し、その受講報告書をもとに全職員への伝達を行います。
- ③職員自らが講師となって職場内研修を行います。
- ④事業団内ケース検討会にはスーパーバイザーとして大学教員等を招聘します。

## 2. 診療所の運営について

- (1) つばみ・もずの各診療所は、保育・医療・リハビリテーションが一体となった運営が行われている児童発達支援センター内で重要な役割を担っており、運営の充実に努めます。
- (2) 通園児童に対し、診察の中で子どもの正確な障害診断と、予後を見通した療育方針を示していき

ます。また、多職種の専門職員による生活指導、発達支援、家族支援を行います。

- (3) 市内のリハビリテーションの必要な児童等を対象に、診察やリハビリテーションを実施します。  
(診療科目 小児科・整形外科・リハビリテーション科)

### 3. 地域支援に関する業務について

- (1) 相談支援事業（障害児相談支援・基本相談支援・計画相談支援）

医療型児童発達支援センター第1もず園で実施します。

障害児相談支援・計画相談支援では、通所支援の利用や障害福祉サービスの利用にあたって、障害児に関する専門的な知識とノウハウを持った相談支援専門員がアセスメントを行い、適切な支援の組み合わせ等について検討し、障害児支援利用計画案・サービス等利用計画案を作成します。支給決定後は利用計画の作成、事業所等との調整、サービスの利用状況を検証し（モニタリング）、計画の見直しを行います。

また、基本相談支援では、障害児の保護者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。

- (2) 保育所等訪問支援事業

医療型児童発達支援センター第1つばみ園・第1もず園で実施します。児童発達支援センターがもつ専門性を生かし、こども園、幼稚園、学校等の所属先と連携・協力して子どもたちが地域で生き生きと生活できるよう支援していきます。具体的には、訪問支援員が、こども園、幼稚園、学校等を訪問し、対象児に対して集団生活への適応のための直接支援や、訪問先施設のスタッフに対して、支援方法等の助言・指導を行います。

- (3) 障害児等療育支援事業（あい・すてーしょん）

「堺市障害児等療育支援事業実施要綱」に基づき、運営を行います。

医療型児童発達支援センター第1つばみ園・第1もず園、福祉型児童発達支援センター第2つばみ園、第2もず園で以下の事業を実施します。

#### ①業務内容

##### ア. 通所による相談・指導

- 1) 個別の相談・指導は、主に第1つばみ園で実施します。

児童発達支援センター在籍児以外の障害児及び保護者に対し、相談支援（必要に応じて発達検査・知能検査等の心理諸検査を実施）を行います。一定期間の継続的な支援が必要な児童については、定期的な来所による支援を行います。

- 2) グループによる相談・指導（めだか親子教室）を第1つばみ園、第1もず園で実施します。

発達上、何らかのつまずきや課題がある児童とその保護者に対して「親子で遊ぶ」ことを中心にしながら支援していく教室（2歳児中心）を開催します。

##### イ. 自宅訪問による相談・指導

在宅障害児の家庭に訪問して、障害児及びその家族に対して各種の相談・支援を行います。

##### ウ. 関係機関への指導・助言

学校、幼稚園、こども園、及び障害児通所支援事業所等に対し、障害児の療育に関する必要な援助を行います。専門職員が施設に出向き、障害児療育に関する講義等を行う「出前講座」を実施し、堺市全体の障害児支援の質の向上につながる取り組みを行います。

## ②職員

保育士、児童指導員、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、心理士を配置し、支援内容に応じて対応します。

## 4. 児童発達支援センター等利用にかかる相談支援事業について 療育の窓 おおぞらで実施します。

### (1) 業務内容

- ①児童発達支援センター利用希望者の相談
- ②診療所受診希望者の相談
- ③通所教室の利用調整
- ④通所教室利用者の療育相談及び進路相談
- ⑤つばみ診療所及びもも診療所からの依頼による心理判定
- ⑥めだか親子教室等利用児への一般発達相談
- ⑦①から⑥にかかる電話等による障害療育相談受付

### (2) 職員

相談員を配置

## 5. 自主事業について

(1) 児童発達支援センターの環境や専門スタッフのノウハウを活かし、地域の子育て支援の場としてもらうとともに、児童発達支援センターの機能や療育について少しでも多くの市民に知ってもらう機会とするために、以下の事業を実施します。

### ① 土曜日クラブ

対象児 堺市内の就学前の障害児または、発達に不安のある子どもとその保護者  
実施場所 南・北こどもリハビリテーションセンター  
実施日時 5月～2月の第2もしくは第3土曜日の10時～11時半  
実施内容 親子でさまざまな遊びを経験してもらう「あそびの広場」と、保護者対象の学習会「学びの広場」を開催します。「あそびの広場」「学びの広場」いずれも保育士や児童指導員だけでなく、理学療法士、看護師等も関わり実施します。

### ② にじいろクラブ

対象児 堺市内の就学前の歩行未獲得の子ども、医療ケアのある子どもとその保護者  
実施場所 南・北こどもリハビリテーションセンター  
実施日時 7月～2月の第2もしくは第3土曜日の10時～11時半(各センター隔月実施)  
実施内容 歌・手遊び・大型絵本・季節の遊び等、親子で楽しい遊びを経験してもらいます。専門スタッフ(保育士・看護師・セラピスト・相談支援専門員等)が遊びのサポートと、日常生活上のご相談を伺います。

## 6. 施設の維持・管理について

施設の維持、管理を適正に行うために、仕様書に基づいて施設維持、保守管理業務を実施します。

7. 各児童発達支援センター等の概要と取組み

南こどもリハビリテーションセンター  
堺市立第1つばみ園・堺市立つばみ診療所

(1) 児童発達支援事業

医療型児童発達支援センター 第1つばみ園

<年間行事予定>

4月6日	入園式	10月	運動会
4月	家庭訪問	11月	日曜参観
6月	日曜参観	12月	おたのしみ会
7月	5歳児わくわく保育	12月27日	冬季家庭療育期間
8月14日	夏季家庭療育期間	～1月3日	
～18日		3月21日	卒園・修了式
		3月26日～	春季家庭療育期間

主に運動面に発達の遅れのある0歳児から5歳児までの子どもたちに保護者と一緒に通ってもらい、保育・療育・リハビリを通して子どもの豊かな発達を支援します。また、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、児童指導員、管理栄養士、給食担当等専門スタッフが連携を図りながら療育を行います。

	ひよこ	うさぎ	くま	たんぽぽ
年齢	0～5歳児	0～2歳児	3～5歳児	3～5歳
登園形態	親子通園 ・親子療育	親子通園 ・親子療育	親子通園 ・単独通園も有	親子通園 ・単独通園も有
登園日数	週1日	週3日	週5日	週5日
	9:30 順次登園 保育・水分補給 自由あそび 11:10 降園	9:00 順次登園 あつまり リハビリ 保育 給食(食事指導) 休息 自由あそび 13:00 降園	10:00 順次登園 あつまり・保育 リハビリ 給食(食事指導) 休息・自由あそび 保育 14:45 降園	10:00 順次登園 あつまり 保育 給食(食事指導) 休息・自由あそび 保育 14:45 降園

(2) つばみ診療所

南こどもリハビリテーションセンターに通う児童に対し、診察を行い障害の診断や療育方針を示し、専門職員による支援を行います。また、市内のリハビリテーションの必要な児童等を対象に診察やリ

ハビリテーションを実施します。

診療科目：小児科、整形外科、リハビリテーション科

(3) 保育所等訪問支援事業

こども園、幼稚園、小学校等利用者ニーズに応じ、多様な職種（保育士、児童指導員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）で支援を行っていきます。

(4) 障害児等療育支援事業

① 外来療育等指導事業

< 外来発達相談 >

児童発達支援センター在籍児以外の障害児及び保護者に対し、相談支援（必要に応じて発達検査・知能検査等の心理諸検査を実施）を提供します。一定期間の継続的な支援が必要な障害児については、子どもの状況に応じて定期的な来所による支援を行います。

< めだか親子教室(通所教室) >

2歳児を中心に月曜日、水曜日、木曜日の10時から12時で、1日1クラス計3クラスの教室を運営します。親子通所で、親子で一緒に遊ぶことを中心に、子どもの発達と保護者の子育てを支援します。

年齢・定員等	2歳児中心（こども園等の在籍のある児童も対象） 12名程度×3クラス 4月～9月・10月～3月の2クール制
療育日数	月3日程度
日 課	10:00 順次登所 自由あそび 設定保育 おやつ 12:00 降所

② 訪問療育等指導事業

必要に応じて在宅障害児の家庭に訪問して、障害児及びその家族に対して各種の相談・指導を行います。

③ 施設支援等指導事業

こども園、幼稚園、学校等に対し、面談や訪問等を通じて、子どもの支援や対応方法について話し合い、専門スタッフが助言等を行います。地域の障害児が在籍する施設への啓発や研修として「出前講座」を行います。児童発達支援センターの専門スタッフを幅広く派遣します。

南こどもリハビリテーションセンター  
堺市立第2つばみ園

(1) 児童発達支援事業児童発達支援センター 堺市立第2つばみ園

<年間行事予定>

4月6日	入園式	10月	運動会
4月	家庭訪問	11月	日曜参観
6月	日曜参観	12月	おたのしみ会
7月	5歳児わくわく保育	12月27日	冬季家庭療育期間
8月14日	夏季家庭療育期間	～1月3日	
～20日		3月21日	卒園・修了式
		3月26日～	春季家庭療育期間

週5日登園クラスを4クラスと週2日登園クラスを1クラス運営します。

並行通園は週1日利用クラスと発達障害児を主な対象とした月2日利用クラスを運営します。

		並行通園		
年齢 対象児	2歳児中心 こども園・幼稚園等に在 籍している児も対象 1クラス	3歳児～5歳児 4クラス	こども園・幼稚園 等に在籍している 児	こども園・幼稚園等 に在籍している 発達障害児
契約児数	10名	50名	12名	10名
登園形態	親子通園 ・親子療育	単独通園 (親子通園も有)	親子通園	親子通園
登園日数	週2日	週5日	週1日	月2日程度
日 課	9:30 登園 自由あそび あつまり 設定保育 給食(食事指導) 自由あそび 12:30 降園	10:00 順次登園 園庭あそびなど あつまり 設定保育 給食(食事指導) 自由あそび 14:45 降園	15:00 登園 おやつ 設定保育 16:45 降園	15:00 登園 おやつ 設定保育 17:00 降園  2クール制

(2) 障害児等療育支援事業

①施設支援等指導事業

こども園、幼稚園、学校等に対し、面談や訪問等を通じて、子どもの支援や対応方法について話し合い、専門スタッフが助言等を行います。地域の障害児が在籍する施設への啓発や研修として「出前講座」を行います。児童発達支援センターの専門スタッフを幅広く派遣します。

南こどもリハビリテーションセンター  
療育の窓 おおぞら

(1) 各業務の実施予定

①児童発達支援センター利用希望者の相談

医療型児童発達支援センター 随時

福祉型児童発達支援センター

並行通園(当年度後期月 2 日クラス) 6 月～8 月

次年度利用 週 5 日クラス・週 2 日クラス 10 月～12 月

並行通園(週 1 日クラス・前期月 2 日クラス) 12 月～1 月

②診療所受診希望者の相談 随時

③通所教室の利用調整

当年度後期利用 7 月～8 月

次年度前期利用 1 月～2 月

④通所教室利用者の療育相談及び進路相談 随時

⑤つばみ診療所及びもず診療所からの依頼による心理判定 随時

⑥めだか親子教室等利用児への一般発達相談

当年度前期利用児 4 月～9 月

当年度後期利用児 10 月～3 月

⑦①から⑥にかかる電話等による障害療育相談受付

(2) 市民啓発研修の開催

障害児(者)への理解・啓発をめざし、専門家を招いて研修会を行います。(2 月頃)  
開催にあたっては、オンラインも含め検討していきます。

北こどもリハビリテーションセンター  
堺市立第1もず園・堺市立もず診療所

(1) 児童発達支援事業

医療型児童発達支援センター 第1もず園

<年間行事予定>

4月6日	入園式	10月	運動会
4月	家庭訪問	11月	日曜参観
6月	日曜参観	12月	おたのしみ会
7月	5歳児わくわく保育	12月27日	冬季家庭療育期間
8月14日	夏季家庭療育期間	～1月3日	
～18日		3月21日	卒園・修了式
		3月26日～	春季家庭療育期間

主に運動面に発達の遅れのある0歳児から5歳児までの子どもたちに保護者と一緒に通ってもらい、保育・療育・リハビリを通して子どもの豊かな発達を支援します。また、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、児童指導員、管理栄養士、給食担当等専門スタッフが連携を図りながら療育を行います。

	ひよこ	こあら	うさぎ	くま
年齢	0～5歳児	1～2歳児中心	0～2歳児	3～5歳児
登園形態	親子通園 ・親子療育	親子通園 ・親子療育	親子通園 ・親子療育	親子通園 ・単独通園も有
登園日数	週1日	週3日	週3日	週5日
	9:10 順次登園 保育・水分補給 自由あそび 10:30 降園	9:30 順次登園 あつまり 保育 給食(食事指導) 12:30 降園	9:00 順次登園 あつまり リハビリ 保育 給食(食事指導) 休息 自由あそび 13:00 降園	10:00 順次登園 あつまり・保育 リハビリ 給食(食事指導) 休息・自由あそび 保育 水分補給 14:45 降園

(2) もず診療所

北こどもリハビリテーションセンターに通う児童に対し、診察を行い障害の診断や療育方針を示し、専門職員による支援を行います。また、市内のリハビリテーションの必要な児童等を対象に診察やリハビリテーションを実施します。

診療科目：小児科、整形外科、リハビリテーション科

(3) 保育所等訪問支援事業

こども園、幼稚園、小学校等利用者ニーズに応じ、保育士や児童指導員だけでなく、多様な職種（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等）で支援を行っていきます。

(4) 障害児相談支援事業・特定相談支援事業

相談支援室 もず

障害児通所支援サービスを利用する障害児に障害児支援利用計画を作成します。また、事業団の専門性をいかし、困難ケースへの対応や関係機関・他事業所との連携の強化、自立支援協議会への参加等を通して堺市の障害児相談支援の充実に役割を果たします。

(5) 障害児等療育支援事業

①外来療育等指導事業

<めだか親子教室(通所教室)>

2歳児を中心に月曜日から金曜日の10時から12時で、1日1クラス計5クラスの教室を運営します。親子通所で、親子で一緒に遊ぶことを中心に、子どもの発達と保護者の子育てを支援します。

年齢・定員等	2歳児中心（こども園等の在籍のある児童も対象） 12名程度×5クラス 4月～9月・10月～3月の2クール制
療育日数	月3日程度
日 課	10:00 順次登所 自由あそび 設定保育 おやつ 12:00 降所

②訪問療育等指導事業

必要に応じて在宅障害児の家庭に訪問して、障害児及びその家族に対して各種の相談・指導を行います。

③施設支援等指導事業

こども園、幼稚園、学校等に対し、面談や訪問等を通じて、子どもの支援や対応方法について話し合い、専門スタッフが助言等を行います。地域の障害児が在籍する施設への啓発や研修として「出前講座」を行います。児童発達支援センターの専門スタッフを幅広く派遣します。

北こどもリハビリテーションセンター  
堺市立第2もず園

(1) 児童発達支援事業

児童発達支援センター 堺市立第2もず園

<年間行事予定>

<p>4月6日 入園式</p> <p>4月 家庭訪問</p> <p>6月 日曜参観</p> <p>7月 5歳児わくわく保育</p> <p>8月14日 夏季家庭療育期間 ～18日</p>	<p>10月 運動会</p> <p>11月 日曜参観</p> <p>12月 おたのしみ会</p> <p>12月27日 冬季家庭療育期間 ～1月3日</p> <p>3月21日 卒園・修了式</p> <p>3月26日～ 春季家庭療育期間</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

週5日登園クラスの他に週2日登園クラスを2クラス運営します。並行通園も週1回利用クラス(午前クラス・午後クラス)と発達障害児を主な対象とした月2回利用のクラスを運営します。

		並行通園			
年齢 対象児	2歳児中心 こども園・幼稚園 等に在籍している 児も対象 2クラス	3歳児～5歳児 7クラス	こども園・幼稚園 等に在籍している 児	こども園・幼稚園等 に在籍している児	こども園・幼稚園 等に在籍し ている 発達障害児
契約児数	12名	84名	12名	36名	44名
登園形態	親子通園 ・親子療育	単独通園 (親子通園も有)	親子通園	親子通園	親子通園
登園日数	週2日	週5日	週1日(午前)	週1日(午後)	月2日程度
日 課	9:30 登園 自由あそび あつまり 設定保育 給食(食事指導) 自由あそび 12:30 降園	10:00 順次登園 園庭あそび等 あつまり 設定保育 給食(食事指導) 自由あそび 水分補給 14:45 降園	9:30 登園 水分補給 設定保育 11:15 降園	15:00 登園 おやつ 設定保育 16:45 降園	15:00 登園 おやつ 設定保育 17:00 降園  2クール制

(2) 障害児等療育支援事業

①施設支援等指導事業

こども園、幼稚園、学校等に対し、面談や訪問等を通じて、子どもの支援や対応方法について話し

合い、専門スタッフが助言等を行います。地域の障害児が在籍する施設への啓発や研修として「出前講座」を行います。児童発達支援センターの専門スタッフを幅広く派遣します。

## 1 管理運営方針

当事業体は、関係法令、条例、規則、基本協定、年度協定、業務仕様書等を遵守し、公の施設としての公共性・中立性・公益性等を確保した上で、常に障害のある方をはじめとする利用者の視点やニーズを踏まえて、健康福祉プラザ（以下「プラザ」という。）の施設管理（以下「施設管理」という。）や、健康福祉センターの事業運営（以下「事業運営」という。）を適切に行う。

施設管理・事業運営に当たっては、健康福祉センターにおいて、障害のある方が希望される文化・芸術・スポーツ活動等を楽しみ、必要な相談支援・コミュニケーション支援・訓練等を受けながら、住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができるように、当事業体内の役割分担の下、各構成員が有する経験・専門性・ノウハウ等を最大限かつ総合的に発揮する。

また、開所後11年間で構築したプラザ内や地域との連携・協力関係を一層強化することにより、プラザが「障害のある方の地域生活を総合的に支援する拠点施設」としての機能を更に発揮できるよう、引き続き、その先頭に立って取り組む。

なお、開所後11年間の実績や現状の課題等を踏まえ、下記8点を管理運営方針として、より一層充実した施設管理・事業運営を実現する。

### 1. 利用促進と利用者満足度の向上

障害種別・程度、年齢等に配慮し、さまざまな媒体・手法を用いた、きめ細やかな情報発信を行う。さらに多くの市民のみなさまにご来館いただき、併せてオンラインによる参加もできるような環境を整え、利用者満足度の向上を図る。

### 2. 連携の強化

プラザ内では、当事業体を中心となり、行政機関・重症心身障害者（児）支援センター・特定団体との情報共有や、諸課題に連携・協力して対応し、プラザが持つ施設機能や特性を最大限発揮する。

### 3. さまざまな事象を想定した危機管理・安全管理体制の構築

緊急時・防犯・防災等への対応にあたっては、消防計画や危機管理マニュアル等に基づき、全職員が、一丸となって適切に行動できるよう、研修や消防訓練・防犯訓練等を実施する。

プラザ運営協議会・共同防火管理協議会の開催や、合同消防訓練の実施等をとおして、プラザ全体の危機管理・安全管理体制の維持・向上を図る。

また、感染症対策として職員の自己健康管理はもとよりプラザを利用されるみなさまの安心・安全のため来館時にはマスク着用・手指消毒、施設使用時には検温をお願いする。感染症拡大防止のため諸室の利用に関しては、換気を恒常的に行う等必要に応じて3密をさける対応をとる。

指定管理者業務を通じて入手した利用者等の個人情報保護に関しては、条例・規程等に基づき、当事業体として総合的に適切な保護・管理対策を講じる。

### 4. 全員参加で持続可能な社会の実現

「堺市SDGs未来都市計画」に掲げられた「誰一人取り残さない社会の実現」に向け、視覚・聴覚障害者支援や後天性脳損傷者の復職支援など、さらにさまざまな方の交流による障害者理解の促進などにより、プラザ事業を全員参加社会の実現の場の一つとする。

### 5. アウトリーチの強化

積極的に市内の関係団体・支援機関等との関わりを持つことにより、連携・協力関係を強化しな

がら、プラザ内のみならず、当事業体が持つ専門性や支援技術等を活用したアウトリーチによる各種支援を市内にて実施し、地域に貢献する。

#### 6. 障害に対する理解や関心の促進

平成 28 年 4 月施行の「障害者差別解消法」を踏まえ、事業運営において、障害のある方とない方がともに楽しく交流できる機会を確保する。

当事業体の専門性やノウハウ等を活用して、小中学校や企業等に対する「障害」、「障害者」、「合理的配慮」の理解を深める取り組みを強化する。

#### 7. 市内経済の活性化及び地域振興の充実

施設維持管理業務における市内業者への発注やイベントにおける地元企業・事業所との連携、また市内在住者の雇用、地元自治会とのイベント交流等を通じて、市内の事業所・企業・医療機関・地元自治会とのつながり・協力を強め、地域に開かれた施設をめざす。

#### 8. ICT の活用によるサービスの向上

プラザを利用されるみなさまの利便性向上を図るため、地域生活の課題を抱える当事者、家族を中心とした支援ネットワークをオンラインにおいても構築していく。

## 2 目標設定と目標達成の方策

これまでの施設管理・事業運営の実施状況や利用（使用）状況を踏まえ、「適正な管理運営の確保」、「利用者サービスの向上への取り組み」、「収支の実績」に関して下記のとおり目標を設定する。

### 1. 数値目標の設定

適正な管理運営の確保	有責事故発生件数 0 件
利用者サービスの向上への取り組み	利用者アンケート調査において、「とても良い」、「良い」と回答された方の割合が全回答者数 85%以上
各センターの事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民交流センター 交流イベントの参加者数 年間 3,000 人以上 文化芸術・レクリエーション教室の延参加者数 年間 760 人以上</li> <li>○視覚・聴覚障害者センター センター利用者満足度 90%以上 利用登録者 市民の視覚障害者・聴覚障害者各々の 20%以上</li> <li>○生活リハビリテーションセンター センター利用者の満足度 85%以上 センター訓練利用者数 6,650 回以上</li> <li>○スポーツセンター 堺市障害者スポーツ大会参加者数 令和 5 年度 525 人以上</li> </ul>
収支の実績	収支計画書の 1%削減

### 2. 目標を達成するための取り組み

#### (1) 適正な施設管理や事業運営

施設管理・事業運営に当たっては、当該事業計画書等に基づいて適正に実施するとともに、堺市への日常の連絡・報告・協議を適切に行う。

日報をはじめ、「月・四半期・半期・年度」単位のモニタリングを P D C A サイクルと結びつけ、適宜、業務の改善等を行いながら、利用者ニーズや課題等に対応する。

毎月開催する市との定期会議や各種会議等において、毎月の施設管理・事業運営の状況、事業実績、課題等を共有し、今後の対応や取り組み等について協議を行う。

#### (2) 人材育成

職員一人ひとりが研修参加や O J T を通じて、必要とされる基本的知識、専門的知識・技術等を習得し、プラザ職員として相応しい資質や専門性等を向上させる。

事業運営等を通じて、プラザ内や関係団体・支援機関と積極的に連携することにより、信頼関係を構築できる人材を育成する。

#### (3) サービス向上・利用促進への取り組み

利用者満足度調査、文化・芸術・スポーツ教室等の参加者アンケート、利用者からの苦情・

要望等から利用者ニーズや課題等を把握し、日常業務の改善、次年度事業計画書に反映する。ホームページの随時更新をはじめ、定期刊行している「プラザニュース」、「センターだより」の内容を充実し、プール・研修室等の利用、各種イベントの開催情報等を積極的に発信する。

(4) 苦情・要望等への対応、緊急時対応や安全対策

苦情・要望等への対応について、各センター単位で「苦情解決責任者・苦情受付担当者」を任命し、「苦情解決マニュアル」に基づき、全職員が誠意を持って適切に対応する。事故や災害等が発生した場合の緊急時対応や、事故等が発生しない安全管理対策を全職員に周知徹底し、利用者が安心して安全・快適に施設を利用（使用）できる環境を維持する。

(5) 収支計画書に基づく予算の執行

本年度事業計画書に記載する業務や事業を実施するに当たっては、収支計画書に基づき、会計責任者が適切に予算の執行や管理を行う。

### 3 収支計画

「利用者ニーズを踏まえたサービスの向上」、「経費の節減」、「収入の確保」について、下記のとおり取り組む。

#### 1. 利用者ニーズを踏まえたサービスの向上

当該年度事業計画書に基づき、把握した利用者ニーズや課題等に対して、専門性や質の高いサービスが提供できるよう、各職員が創意工夫を凝らし、関係団体・支援機関等と連携・協力しながら、利用者にとって魅力的な事業等を実施する。

また、昨年度に実施した事業のモニタリング結果から、業務の改善や内容の見直し等が必要な場合は、それらを踏まえて、昨年度よりも充実した内容で実施する。

#### 2. 経費の節減

##### (1) 時間外勤務の削減

昨年度に引き続き、安定した業務遂行体制を維持し、時間外勤務を抑制する。

##### (2) 光熱水費の節減

昨年度に引き続き、利用者の快適な利用空間を確保しながら、積極的に節電・節水・省エネルギーに取り組むことにより、光熱水費の節減を図る。

健康福祉プラザ運営協議会等を通じて、プラザ内各機関に対して、積極的に呼びかける。

#### 3. 利用料金制に伴う、収入の確保

##### (1) 施設使用料収入の増加

利用料金制の導入に伴い、施設使用料体系や施設使用の在り方を検証し、障害のある方の施設使用に影響を及ぼさない範囲で、障害のない方の施設使用を促進し、使用料収入の増加を図る。

##### (2) 教室等における実費負担の徴収

当該施設の法的根拠である、身体障害者福祉法第30条及び第31条に規定する「無料又は低額な料金」を踏まえて、教室等の参加に伴う実費負担を徴収する。

##### (3) 自立訓練事業の利用者数の拡大（生活リハビリテーションセンター）

近隣の医療機関との連携の強化や、高次脳機能障害に関する普及啓発を実施することにより、当該センターの相談支援や自立訓練につなげ、開所後11年間で蓄積したノウハウや支援方法等を活かし、高次脳機能障害のある方等を対象とした自立訓練を積極的に実施し、障害福祉サービス費収入の増加を図る。

## 4 職員の研修計画、人材育成計画

安定的かつ健全な施設管理・事業運営の実現や、サービスの質・利用者満足度の向上等をめざし、下記のとおり職員一人ひとりに求められる「資質」、「モチベーション」、「専門性」、「支援技術」等を向上させるための研修や人材育成に取り組む。

### 1. 研修委員会

研修委員会において、職員一人ひとりの能力の向上を図るための研修計画書を策定し、全職員に対して創意工夫を凝らした効果的な方法により計画的に研修を実施する。

また、研修実施後の評価や改善点等を検討し、今後の研修に反映する。

なお、人材育成方法等について、利用者のニーズや、働き甲斐、働きやすさ等の職員のニーズを踏まえて、サービスの質・利用者満足度・職員満足度を向上するための検討を行う。

### 2. 研修計画

#### (1) 内部研修

適切な施設管理・事業運営を行う上で必要な知識を習得し、「新規採用職員・一般職員・管理職」ごとに求められる能力の向上が図れるよう、効果的な研修を実施する。

研修名	開催時期（開催回数）	対象職員
プラザ全体職員研修	4月（1回）	プラザ12センターの新規配属者職員等
情報管理研修（個人情報保護・情報公開など）	5～6月（1回）	共同事業体全職員
CPR・AED研修	6～7月（1回）・ 2～3月（1回）	スポーツセンター職員他
接遇・CS研修	7～9月（1回）	共同事業体全職員
防犯訓練 防災訓練・避難訓練	10月（1回） 9月（1回）・2月（1回）	プラザ12センター全職員
障害者研修（人権）・ ハラスメント研修	12～1月（1回）	共同事業体全職員
管理職研修	2～3月（1回）	共同事業体各センター管理職員

#### (2) 外部研修

同種施設、関係団体、支援機関等が開催する専門的な知識や技術等を習得するための研修に積極的に参加する。

### 3. 人材育成計画（効果的なOJT（職場内教育）の実施）

各職員が所属するセンターにおいて、各センター所長が中心となって、業務を遂行する中で、「問題解決能力」、「業務遂行能力」、「求められる専門的知識・技術」等の向上を図る。

## 5 業務の実施内容及びスケジュール

指定管理者業務の遂行にあたっては、業務仕様書に基づき、下記のとおり実施する。

### 1. 市民交流センター

#### (1) 実施方針

##### ① 健康福祉プラザ全体の連携業務

- 健康福祉プラザ運営協議会の開催等を通じて、施設の危機管理・安全管理体制を維持・向上させるとともに、プラザ全体で情報を共有し、諸問題への対応を検討する。
- 「春のプラザ祭り」や「障害者週間フェスティバル」等のプラザ内イベントの参加協力を働きかけ、プラザとして一体化を図る。
- 堺市障害者スポーツ・レクリエーション大会の実施に際し、運営協力を行うことで、障害のある方の余暇支援に寄与していく。

##### ② 市民交流センター事業

- 過去11年間で収集した各教室のアンケート結果や実績等を踏まえて、障害のある方ない方が交流し、楽しんでもらえるレクリエーション教室や障害のある方の文化芸術活動の向上支援を目的とする文化芸術教室の開催を行う。なお、開催日として、平日は障害者通所施設等に通われ、参加しにくい障害のある方のニーズが高い休日開催も行い、幅広い年齢層の参加受け入れを図っていく。また、遠方によりプラザに通うことが難しい障害のある方のために、泉ヶ丘市民センター等の公共機関を活用し、出張講座を開催する。
- 自宅で余暇活動を楽しんでいただけるツールとして、クラフトやクッキング系の動画を配信する。
- 「春のプラザ祭り」「障害者週間フェスティバル」は、「障害」「障害者」に対する理解や関心を、より一層多くの市民の方に深めていただけるよう、オンラインによる参加も踏まえた体験型・参加型の開催内容を検討していく。
- 文化芸術活動に興味や関心のある障害のある方や、各種作品展への出展や入賞をめざす障害のある方を対象とした文化芸術教室の開催や、クラフトルーム等を活用して継続的な活動や当事者が交流できる場を確保することにより、文化芸術活動を支援する。
- 障害のある方々の芸術活動支援として、「プラザアートフェスティバル」「プラザアートセミナー」を行う。また、障害のある方々のアートの展示会への視察や施設訪問をおこない、堺市内外でのネットワークを構築し、障害のある方々のアート活動に関する相談支援も行う。
- 障害福祉サービス事業所などに現代アーティストを派遣することにより新たな障害者アートに取り組みされている個人・団体を発掘する「プラザアートコラボレーション」を行い、発表の場として sakai ARTcation へとつなげていく。
- 定期的に自由にアートができる場を提供する「プラザアートサロン」を行い、広く余暇活動を支援する。
- 堺市内におけるボランティア活動の実態を把握し障害者福祉に関するボランティア活動の活性化を図るため、社会福祉協議会と情報交換会を開催する。
- 学校や企業、地域等への障害理解を促進するため当事者や専門職の講師派遣を行う。

### ③ 授産活動支援センター

- 障害福祉サービス事業所等（以下「事業所」という。）が提供できる製品や業務等、いわゆる授産活動への発注を促進するため、企業等への情報発信や働きかけを行う。なお、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（「障害者優先調達法）」への対応として、適宜、堺市に情報を提供する。また、ホームページやイベント等を通じて、広く市民に向けても広報・啓発をする。
- 企業等からの発注に対しては、事業所とのマッチング・コーディネートを実施するとともに、マッチング成立の後にも必要に応じてアフターフォローを行う。なお、大量・短期の発注については、複数の事業所が共同で受注できるように調整をするとともに、事業所間の連携を強化し、受注機会の増加と工賃の向上をめざす。
- 事業所が提供する製品やサービスの質、授産活動に取り組む意識等の向上をめざすとともに、広報力の強化や売上げの改善を図ることを目的に、研修会の開催や専門家等の人材派遣を行い、事業所の活動を支援する。
- 企業や関係機関と協力しながら事業所の新商品開発やネット販売、農福連携など新たな取り組みを推進する。また、それらの取り組みに必要となるネットワークづくりを支援する。

## （２） 目標設定

指標	目標値
レクリエーション教室の開催数	16教室
交流イベントの開催数	前期3回、後期2回
文化芸術教室の開催数	4教室
レクリエーション教室の延参加者数（参加率）	430人（80%）
交流イベントの延参加者数	3,000人
文化芸術教室の参加者数（参加率）	330人（80%）
プラザアートフェスティバルへの参加者数	2,000人
sakaiARTcation2023の出展者数	250点
プラザボランティアの登録者数	160人
プラザボランティアの延活動回数	600回
ボランティアスキルアップ研修会の参加者数	50人
企業等からの発注に対するマッチング・コーディネート件数	50件

### （３） 事業実施日・時間

月曜日から金曜日（祝日及び12月29日から1月3日を除く）の9時から17時30分まで。（業務仕様書に規定するとおり）

### （４） 実施内容

#### ① 健康福祉プラザ全体の連携業務

##### ア 健康福祉プラザ運営協議会の開催

プラザ内の行政機関・堺市立重症心身障害者（児）支援センター（以下「ベルデさかい」という。）・特定団体との情報共有、プラザ全体に関わる課題への対応に関する協議することを目的として、「健康福祉プラザ運営協議会」を月1回開催する。

開催時期	毎月第1金曜日
構成員	(当事業体) ・健康福祉センター所長（兼市民交流センター所長） ・視覚・聴覚障害者センター所長（兼点字図書館長） ・視覚・聴覚障害者センター副所長（兼聴覚障害者情報提供施設長） ・生活リハビリテーションセンター所長 ・スポーツセンター所長 (行政機関) ・障害者更生相談所所長 ・こころの健康センター所長 ・子ども相談所所長 (ベルデさかい) 事務局長 (特定団体) ・総合相談情報センター事務局長 ・障害者就業・生活支援センター所長 ・発達障害者支援センター所長 ・難病患者支援センター所長

#### イ 総合案内業務

プラザの開館日（12月29日から1月3日を除く）の9時から21時まで（業務仕様書に規定するとおり）。1階総合案内に手話通訳が可能な職員（アルバイト）を配置し、来館者への各種情報提供や希望する機関への案内等を行う。

#### ウ 指定管理者業務に係る各種調整・渉外業務

- ・基本協定や年度事業計画書等に基づく堺市との各種協議・調整・報告、各種専門委員会の開催、関係団体・支援機関等との各種調整、他市の関係団体・支援機関等の視察対応等を行う。
- ・当事業体の専門機能を最大限に活かすためハブ機能を持つセンターとして、当事業体を主導し、全体集約していく。

### ② 市民交流センター事業

#### ア レクリエーション教室・交流イベントの開催

##### 1) レクリエーション教室（講座）の開催

過去11年の間に収集した各教室の参加者アンケートや実績等を踏まえて、障害のある方からニーズが高い「パソコン教室」、「料理教室」、「パン教室」等のレクリエーション教室を16教室開催する。

なお、「パン教室」「料理教室」「お菓子教室」などの障害のある方とない方が交流するクッキング系の教室は特に人気が高いことから、より多くの方が参加できるように単発の教室として開催する。また、障害のある方の自立生活を促進する目的として、生活の基盤となる食事作りや栄養に関する指導を行う「障害者のための料理教室」を開催する。

障害のある子どもの保護者から長期休暇期間の参加ニーズが高いことから、子どもが主体的に楽しめる「子ども創作教室」を夏休みの期間に集中的に開催する。

他カルチャーセンターでは対応や費用面などで参加しづらいと感じておられる障害のある方のお声を受けて、障害特性に応じた合理的配慮（聴覚障害者の方への手話通訳、要約筆記者の派遣の情報保障やより理解を深めるために少人数制での開催や障害への個別配慮）等を意識して開催していく。

障害のある方の利用率が年々上昇している現状を踏まえ、上記以外にも多様な教室を

幅広く開催することで、障害のある方の余暇活動及び社会参加への支援に繋げていく。

## 2) 交流イベントの開催

プラザに来館したことがない方の来館するきっかけづくりや、障害のある方とない方が交流することによる障害のない方の障害に対する理解や関心を深めることを目的として、交流イベントを前期2回、後期3回開催する。

### 【前期1】春のプラザ祭り

気軽に楽しくわかりやすく障害者スポーツを通して障害について理解いただけるよう体育室内に様々な参加者体験型ブースを設置する。また、障害のあるなしに関わらず共に楽しめるイベントを実施する。

日 程	4月
内 容	・参加者体験型ワークショップ      ・障害者スポーツ体験 ・文化芸術体験教室      ・バリアフリー映画      ・授産製品の販売

### 【前期2】わくわくサマースクール

夏休み期間を活用し、小学生を対象にして、楽しく「障害」、「障害者」理解を深めることを目的とした体験型ワークショップを開催する。

日 程	8月
内 容	小学1年生から6年生を対象に障害理解を深める体験学習する。

### 【後期1】デイキャンプ

障害があっても、気軽にキャンプに参加できる機会を提供する事により、仲間づくりや社会参加を促す。

日 程	11月中旬
内 容	キャンプ場にて調理体験や創作活動を行う。

### 【後期2】「障害者週間」フェスティバル

障害者週間の行事として、市民の障害理解を深めるため講演会等を開催する。

日 程	12月9日(土) 10:00~16:00
内 容	・講演会    ・文化芸術教室      ・授産製品の販売      ・お遊びコーナー ・バリアフリー映画会

### 【後期3】音楽イベント

障害のある方が、本物の音楽とふれあう機会として音楽イベントを開催する。

日 程	10月下旬
内 容	・音楽ライブ

## イ 文化芸術事業

### 1) 文化芸術教室等の開催

文化芸術活動に興味や関心のある障害のある方を対象に個性や感性を作品に表現し、オリジナリティのある作品作りをすることを目的として、「障害者のためのアートスクール」、「絵画教室」、「陶芸教室」、「書道教室」の4教室を開催する。知的障害や精

神障害のある方にご好評頂いている「障害者のためのアートスクール」は、障害のある方の自己表現や仲間作りを目的として半年間の継続教室として開催する。文化芸術教室の参加者をはじめ、文化芸術活動に興味や関心のある障害のある方や関係者に対して、作品展の開催情報等を収集し、出展支援を行う。

#### 【文化芸術教室】

教室名	定員	開催日
障害者のためのアートスクール	10名	4月～9月の毎月2回
絵画教室	10名	7月、8月、9月、10月
陶芸教室	10名	5月・6月・7月・8月、12月・1月・2月・3月
書道教室	10名	10月、11月、12月

#### 2) プラザアートフェスティバルの開催

堺市内で文化芸術活動に取り組んでいる障害のある方を対象に、芸術作品を募集し、出展された全作品をプラザアートフェスティバルの中で展示する。

また、障害のある方の文化芸術活動に関わる有識者や支援者等による講演・シンポジウムや、障害のある方の文化芸術を振興する団体等の協力を得て、芸術性の高い作品等の展示会も併せて開催する。

なお、出展（応募）された作品の中から優秀な作品を選定する「障害者作品展審査会」を設置し、芸術性の高い優れた作品を評価することにより、制作者のやりがいや技術等の向上を図るとともに、広く市民に対して障害のある方の作品等を鑑賞する機会を提供することにより、障害のない方の障害に対する理解や関心を深める。

日程	10月26日（木）～29日（日）
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・sakai ARTcation 2023 の開催と表彰</li> <li>・guest ART museum（先進的な障害アートの展示）</li> <li>・guest ART meeting（受賞者のインタビュー）</li> <li>・文化芸術体験教室 等</li> </ul>

#### 3) 障害者アートセミナーの開催

市内の障害者施設や特別支援学校等で、障害のある方の文化芸術活動に関わる支援者を対象として、障害者と一緒になってモノづくり等の事例紹介や地域における障害者アート等に対する理解を深めるセミナーを開催する。

開催時期	2月～3月
開催内容	障害のある方のアート活動について、先駆的な取り組みを行っている事業所等の代表者をお呼びして講演会やシンポジウムなどを行う。

#### 4) 文化芸術に関する各種情報発信等

障害のある方の文化芸術を振興する団体や施設等の協力を得て、障害のある方の文化芸術活動に関するさまざまな情報を収集し、発信する。

#### 5) 文化芸術に関するネットワークの構築

市内の障害のある方の文化芸術活動を活性化するため、各種事業等を通じて、大学、障害者国際交流センター（ビッグアイ）、一般芸術団体や健康福祉プラザの関係団体、市内の特別支援学校・事業所等との連携・協力関係を構築し、ネットワークを構築する。

#### ウ 障害福祉ボランティア活動の活性化

##### 1) プラザボランティア説明会の開催

プラザボランティアとして活動するために必要な知識や支援技術等を習得することを目的として、ボランティア説明会を4回開催する。また、説明会参加者で、プラザボランティアとして活動を希望する方を対象に登録申請を受け付け、希望を踏まえたマッチング・コーディネートを行う。

場 所	健康福祉プラザ
開催時期	5月、8月、11月、2月（年4回）
定 員	各回10人
実施内容	・施設概要、ボランティア活動・登録方法・ボランティア保険等の説明 ・障害理解講習（肢体不自由、聴覚障害、視覚障害の理解とコミュニケーションについて）

##### 2) ①ボランティアスキルアップ研修会の開催

プラザボランティアが障害福祉制度や障害理解に関する知識を深める事を目的に、スキルアップ研修を開催する。

開催時期	11月、3月
実施内容	・視覚障害の理解について ・精神障害の理解について

##### ②ボランティア交流会の開催

プラザボランティア同士の交流・職員との交流による仲間づくりや、ボランティア活動に関する意見交換・報告等を行うことを目的として、交流会を開催する。

開催時期	3月
実施内容	・ボランティア事業報告 ・グループトーク ・感謝の時間

##### 3) プラザボランティアへの活動情報等の発信・相談支援・マッチング・コーディネート

四半期ごとに、プラザボランティアに対する活動内容等の情報を送付する。また、登録ボランティアの活動に関する悩みや希望する活動内容等に対する相談支援を行うとともに、プラザ内各機関と調整し、やりがいを持って継続して活動を継続できるよう支援する。

##### 4) 社会福祉協議会等との情報共有

堺市内における障害福祉ボランティア活動の活性化を図るため社会福祉協議会と情報交換・共有を行う。

開催時期	2月
------	----

検討内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での障害理解研修</li> <li>・地域での障害者スポーツを通じた交流</li> <li>・ボランティア相談員への障害理解研修</li> <li>・プラザ行事の情報提供</li> <li>・施設とボランティア相談員の交流</li> <li>・社協事業やプラザ事業との連携</li> <li>・障害理解促進事業における連携</li> </ul>
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5) スポーツセンター等との連携

プラザボランティアに係る説明会、登録事務、研修会・交流会、相談支援等について当事業体の各センターのボランティア担当者間の情報共有や連携を図るためボランティア担当者連絡会議を開催する。

開催時期	5月、7月、9月、11月、1月、3月
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各センターのボランティア活動状況の報告</li> <li>・意見交換</li> <li>・情報交換</li> <li>・ボランティア研修会</li> <li>・交流会の企画検討等</li> </ul>

エ 障害理解促進事業の実施

1) 健康福祉プラザの専門性を活かし、障害理解の促進を図るため、市内の小中学校や地域等での授業・学習会・交流会などの場に職員を派遣する。共同事業体4センターが積極的に連携することにより、多様な視点から障害理解が促進されるよう下記のメニューから選択いただき、市民交流センターが中心となって取り組むことで仕様書の目標回数を達成する。

- ・障害当事者による講演
- ・パラスポーツ体験
- ・視覚障害体験
- ・聴覚障害体験
- ・障害のある方のしごとに関する講演
- ・車椅子体験など

2) 障害理解促進事業サポートボランティアの養成・育成

障害理解促進事業を円滑に実施するため、事業をサポートするボランティアを養成・育成する。

オ 身体・知的・精神障害者相談員研修会の開催

身体・知的・精神障害者相談員を対象に、相談員としての必要な知識の習得や、相談員同士の交流を深めることを目的として、研修会を開催する。

また、研修の企画に当たっては、総合相談情報センターと連携して取り組む。

場 所	健康福祉プラザ
開催時期	11月
実施内容	障害者差別解消法の実態について

③ 授産活動支援センター

ア 事業所、企業等に対する相談支援

- 1) 事業所から寄せられる、製品づくりや販路、受注業務の拡大等に関する相談に対しては、適切な情報の提供や業務のあっせん等を行う。必要に応じて、専門家や他機関、企業等との連携、事業所間での協力等を提案する。
- 2) 企業等から寄せられる製品の購入や業務の発注等に関する相談に対しては、製品の紹介、事業所の受注体制等の情報を提供する。その際は、当センターの経験と実績にもとづき、より具体的に伝えることで関心を高める。

- 3) 相談支援を通じて、事業所や企業等からのニーズを把握し蓄積するとともに、信頼関係の構築に努める。

イ 企業等への営業活動、授産活動に関する情報発信

- 1) 企業等への訪問、商工会議所等が主催する商談会への出展、イベント会場での広報などを通じて、事業所が提供できる製品やサービスの営業活動を行う。
- 2) ホームページ「じゅさんあつと堺」において、事業所の活動内容、受注可能な業務や販売製品、バザー等のイベント開催情報等を広く発信する。
- 3) 健康福祉プラザ1階に設置された「授産活動情報コーナー」へ、製品等を展示するとともに、チラシやポスター、事業所のパンフレット等を配架・掲示し、来館者へ案内する。

ウ 授産製品や役務等の受発注に関するマッチング・コーディネート

- 1) 企業等から事業所への発注、イベントへの出店依頼等があった際は、双方にとって有益な条件を調整する。企業等発注者側からの要望や求められる品質に応えることは前提としながら、事業所側の事情や工賃向上も考慮したマッチング・コーディネートを進める。
- 2) マッチング完了後も、業務内容や条件の見直し、トラブルの解決などに随時対応することで、企業と事業所が良好な関係を継続できるようにフォローする。
- 3) 単独の事業所では受注困難な短期・大量の案件等は、複数の事業所が共同で受注できるよう調整する。当センターを窓口とすることで発注者への便宜を図るとともに、事業所間の連携を促進し、受注機会の増加をめざす。共同で受注する業務については、情報共有ができる会議等を必要に応じて開催し、効率の向上や品質の統一を図る。

エ 事業所を対象とした研修会・交流会の開催やネットワークづくりの支援

- 1) 事業所の課題を解決することをはじめ、授産活動に対する意識や取り組みの向上を図ることを目的として、セミナーを2回開催する。

**【福祉事業所向け農業セミナー】**

場 所	健康福祉プラザ
開催時期	5月
実施内容	授産活動として、農業（農作物の生産と販売、農家への施設外就労など）を行うことに興味がある事業所を対象に、農福連携にかかわる基礎的な知識をはじめ、取り組む上で事業所の課題となる事柄の解決方法やアイデアを学ぶ。

**【授産活動の意義、再発見セミナー】**

場 所	健康福祉プラザ
開催時期	10月
実施内容	昨今の新型コロナウイルス感染症や物価上昇などの影響から、授産活動の継続に困難を抱えている事業所職員を対象として、障害者の就労を支援することの意義、課題との向き合い方などについて講義し、その意欲や意識の再燃を図る。

- 2) セミナーとは別に、事業所の職員同士が情報を共有し学び合うとともに、協力し合え

る関係を作ることを目的として、「福祉のミライ交流会」を2回開催する。

- 3) 授産活動にかかわる情報共有を目的とした会議等へ積極的に参加するとともに、必要に応じて自ら企画・開催することで事業所間・他機関との連携やネットワークづくりに貢献する。

#### オ 人材派遣事業の実施

- 1) 製品やサービスの品質や広報力の向上、作業の効率化など、授産事業の改善を図ることを目的として、専門家等の支援員を派遣する。
- 2) 事業所ごとに異なる課題やニーズは、相談支援や交流会などの機会を通して把握し、支援の必要性を判断するとともに適切な支援員を派遣する。
- 3) 派遣にあたっては、支援員とともにヒアリングを行い事業所の目標を明確にし、課題は短期的に解決していくことをめざす。支援の開始後も常に状況を把握しながら、支援員と事業所の関係をフォローする。

#### カ 堺市授産製品コンクールの開催

- 1) 市民へ向けた広報・啓発や製品の品質向上、事業所職員や障害者の意欲向上を目的として、「堺市授産製品コンクール」を開催する。
- 2) 審査は、市民をはじめ、学識者や専門家、企業等の代表者から幅広く評価を受けられる方法で実施する。市民審査の機会では啓発を行うとともに、専門家等から評価や助言を得ることで製品の改善にも資する。
- 3) また、コンクールへ参加する機会を通じて、事業所で製品づくりにかかわる障害者や職員の意欲向上にも寄与する。

#### キ 授産活動支援センター運営委員会の開催

授産活動の活性化や、企業等からの発注促進に向けて、関係団体・支援機関から授産活動支援センター事業に対する意見・評価を聴取するとともに、課題を解決するための提案をもらう機会として、「授産活動支援センター運営委員会」を開催する。

開催回数	2回
構成員	・学識経験者 ・堺商工会議所 ・株式会社さかい新事業創造センター ・民間企業 ・特定非営利活動法人トゥギャザー ・パッセネットワーク ・障害福祉サービス事業所

## 2. 生活リハビリテーションセンター

### (1) 実施方針

- 高次脳機能障害の発症から地域生活の再開、さらにその継続までの包括的支援システムの実現をめざし、高次脳機能障害支援拠点機関としての支援ノウハウを市内医療機関及び福祉事業所に対して発信していく。
- 健康福祉プラザ内にある高次脳機能障害支援拠点機関及び自立訓練事業所としての強みを生かし、困り事が多岐にわたる高次脳機能障害者への支援をプラザ内の専門機関との連携を基盤とした特徴的かつ効果的な支援を行う。
- 高次脳機能障害のある市民の教育、就労、余暇支援（生きがいつくり）といったあらゆるライフステージに沿った支援を行うための多様な支援機関とのネットワーク構築を図る。
- 自立訓練において利用者や家族のニーズ、目標等を反映した個別支援計画書を作成し、「社会参加」「家族との関わり」「生きがいつくり」といった生活スタイル全体の再構築をめざし、専門的かつ効果的な訓練の提供を行う。
- 緊急時・災害時を想定した対人援助要請能力の獲得も訓練課題の1つとして捉え、当事者及び周囲の支援者にとって実用的な対応方法の提供を行う。
- 高次脳機能障害のある方やその家族等に対する相談支援においては、スピード感とともにライフステージの変化を見据えた継続性をも有する伴走型支援の実現をめざす。
- 大阪府高次脳機能障がい相談支援センターとの連携をはじめ、政令市支援拠点機関として市民に対する支援の充実をめざし、全国都道府県及び政令市の支援拠点機関と支援ノウハウの共有及び情報発信を行っていく。
- 高次脳機能障害者の自動車運転技能評価事業を行うとともに、関係する支援者に対して支援普及のための情報提供を行っていく。
- 生活リハビリテーションセンター運営委員会において、事業運営に対する専門的な見地からの意見・評価の聴取や、医療と福祉の効果的な連携の強化をはじめ、堺市内の高次脳機能障害支援体制やネットワークを構築（強化）するために必要な事項を検討する。

### (2) 目標設定

指標	目標
自立訓練事業延べ利用回数（稼働率）	6, 650回（78%）
自立訓練事業利用者満足度（退所者）	85%以上
高次脳機能障害者等への相談支援延件数	2, 400件
研修会・勉強会の参加者数	600人

### (3) 事業実施日・時間

月曜日から金曜日（祝日及び12月29日から1月3日を除く）の9時から17時30分まで。（ただし、自立訓練事業の利用に関しては、9時30分から16時まで。毎月第1・3日曜日には休日相談を実施する。）

### (4) 実施内容

- ① 機能訓練事業に関する業務
  - (ア) 利用定員・対象者

利用定員を10名とし、主に脳・脊髄損傷の身体障害のある方を対象に、言語機能を含む身体的機能の向上を目的とした訓練を実施する。特に、地域生活において必要な移動能力の獲得や二次障害防止のための運動習慣の継続などのセルフケア能力の向上をめざす。

(イ) 機能訓練内容

就労や余暇活動等の社会生活の基盤となる移動能力・作業能力・コミュニケーション能力の向上を図るため、理学・作業・言語療法を用いた個別・集団的訓練を提供する。また、医療機関を退院し、自立訓練を利用するケースは、回復期リハビリテーションでの訓練を継続し、脳損傷の方に対しては、身体障害に対するアプローチだけでなく、高次脳機能障害による認知機能の評価を積極的に行い、必要に応じて生活訓練プログラムを活用する。

その他、訓練サービスの提供だけでなく当事者同士の交流機会など、地域生活再開に向けた自己肯定感を高めるための活動機会を提供する。

(ウ) 訪問訓練

通所訓練成果の定着や生活範囲の拡大に必要な移動能力獲得など利用者の状況に応じて、利用者の生活基盤となる住まい等での評価・訓練等を行う。

(エ) 相談支援・コーディネート等

地域生活・リハビリテーション、高次脳機能障害等に関する各種相談に対しては、自立訓練事業の利用の要否検討をはじめ、必要に応じて、各種制度・社会資源等の情報提供やコーディネート等を行う。また、市内の通所施設などに対して身体障害や高次脳機能障害のある方の利用にあたっての環境調整や職員研修等の新たな社会資源開発を積極的に行う。

(オ) 個別支援計画書の作成・見直し等

利用者やご家族から把握したニーズや目標等を踏まえて、各専門職員の多角的な視点により、利用者一人ひとりに応じた個別支援計画書及びリハビリテーション計画書を作成する。

また、利用者のニーズ等を常に把握するため、利用者ごとに担当者を設定し、職員会議や始業終業時において、センター職員間で利用者や訓練の状況等に関して情報共有する。なお、4週間に1回程度、嘱託医を交えた職員会議を開催し、嘱託医から指導やアドバイスを受けるとともに、利用者や訓練の状況等を踏まえて、3ヶ月に1回程度、他の支援機関職員を含めた総合ケース会議を開催し、中間評価や個別支援計画の見直しを行う。さらに、終了時には終期評価を行うとともに、利用者アンケートを実施し支援の充実に活用していく。

(カ) 利用契約に当たって

利用者の身体・精神等の状態や、利用者やご家族のニーズ等を把握し、目標や課題等を整理するための利用者に対する聴き取りや評価等を行う。

自立訓練利用の相談後、利用者の状況に応じて、早期に訓練を必要とする場合は、利用

契約締結前から体験利用として訓練サービスを提供する。

## ② 生活訓練に関する業務

### (ア) 利用定員・対象者

利用定員を25名とし、主に後天性脳損傷後の高次脳機能障害のある方を対象に、社会生活力の向上を目的とした訓練を実施する。特に、見えない障害と言われる高次脳機能障害を有する方々にとって必要な自己の障害への気づきを高め、適切な援助要請が行えるなどの社会技能の向上をめざす。

### (イ) 生活訓練内容

高次脳機能障害のある方に対して、就労や余暇活動等の社会生活への意欲向上を図るため、機能・課題別グループ訓練や、訓練段階・目的別グループ訓練を中心に行いながら、個別の心理カウンセリングを行うことにより、利用者一人ひとりに最適なプログラムを提供する。また、ICTを活用したコミュニケーション能力も重要な社会生活力と位置づけ、訓練プログラムに積極的に取り入れていく。

その他、訓練サービスの提供だけでなく当事者同士の交流機会など、地域生活再開に向けた自己肯定感を高めるための活動機会を提供する。

### (ウ) 訪問訓練

通所訓練成果の定着や生活範囲の拡大に必要な移動能力獲得など利用者の状況に応じて、利用者の生活基盤となる住まい等での評価・訓練等を行う。

### (エ) 相談支援・コーディネート等

地域生活・リハビリテーション、高次脳機能障害等に関する各種相談に対しては、自立訓練事業の利用の可否検討をはじめ、必要に応じて、各種制度・社会資源等の情報提供やコーディネート等を行う。また、市内の通所施設などに対して高次脳機能障害のある方の利用にあたっての環境調整や職員研修等の新たな社会資源開発を積極的に行う。

### (オ) 個別支援計画書の作成・見直し等

利用者やご家族から把握したニーズや目標等を踏まえて、各専門職員の多角的な視点により、利用者一人ひとりに応じた個別支援計画書を作成する。また、毎月利用状況に応じてプログラムを見直し、個別訓練実施計画を作成する。

また、利用者のニーズ等を常に把握するため、利用者ごとに担当者を設定し、職員会議や始業終業時において、センター職員間で利用者や訓練の状況等に関して情報共有する。なお、4週間に1回程度、嘱託医を交えた職員会議を開催し、嘱託医から指導やアドバイスを受けるとともに、利用者や訓練の状況等を踏まえて、3ヶ月に1回程度、他の支援機関職員を含めた総合ケース会議を開催し、中間評価や個別支援計画の見直しを行う。さらに、終了時には終期評価を行うとともに、利用者アンケートを実施し支援の充実に活用していく。

### (カ) 利用契約に当たって

利用者の身体・精神等の状態や、利用者やご家族のニーズ等を把握し、目標や課題等を

整理するための利用者に対する聴き取りや評価等を行う。

自立訓練利用の相談後、利用者の状況に応じて、早期に訓練を必要とする場合は、利用契約締結前から体験利用として訓練サービスを提供する。

### ③高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及に関する業務

#### 1. 相談支援、コーディネート

(ア) 高次脳機能障害のある方とご家族等への相談支援  
上記①②の(エ)のとおり。

(イ) 行政機関・関係団体、支援機関との連携

地域の相談機関等が支援を行っている高次脳機能障害のある方について、地域生活での困り事の軽減を目的に共同した支援を行う。

#### 2. 普及・啓発

高次脳機能障害の理解や支援方法等に関するチラシ等を活用して、関係団体・支援機関をはじめ、広く市民に対する啓発活動を行う。

#### 3. 研修事業

関係団体・支援機関等に対する研修会の開催

##### ○関係団体・支援機関向け

場 所	健康福祉プラザ	健康福祉プラザ
日 程	6月14日(水)	8月23日(水)
定 員	50人	50人
内 容	高次脳機能障害のある方の 就労支援について	高次脳機能障害のリハビリテーショ ンについて

##### ○高次脳機能障害のある方・ご家族・市民向け

場 所	総合福社会館
日 程	10月15日(日)
定 員	200人
内 容	行動障害の理解と支援「高次脳機能障害から認知症まで」

##### ○関係団体・支援機関向け

場 所	健康福祉プラザ
日 程	2月21日(水)
定 員	50人
内 容	ライフステージに応じた支援について

##### ○各医療・福祉事業所への出張型勉強会

高次脳機能障害に係る症状と適切な対処法、後天性脳損傷者支援に必要な社会資源についてなど、1回60分間程度の支援機関向け出張勉強会を参加型及びオンライン開催で行う。

#### 4. 高次脳機能障害支援ネットワークの構築、情報発信

##### ① ネットワークの構築

高次脳機能障害支援に係る事業所、関係機関、支援機関等と情報共有や、ネットワークの構築を行っていく。

##### ② 高次脳機能障害者自動車運転技能評価の実施

医療機関とネットワークを構築し、後天性脳損傷後の自動車運転再開についての相談支援とともに、神経心理学的検査、自動車運転シミュレーター評価、自動車実車運転評価など、医師意見書（診断書）作成のための評価と医師への情報提供を行う。

##### ③ その他

###### (ア) 食事の提供

食事の提供については、第三者へ委託し、利用者の状況に応じて、栄養のバランス等に配慮した食事を提供する。

###### (イ) 退所者の定着支援と当事者・家族の意見交換

自立訓練を終了し、次のステップに進んだ退所者と訓練利用者を対象に、レクリエーション活動等を通じて交流を深める「学習懇談会」を開催する。

日 程	6月、9月、1月、3月
内 容	退所者と利用者の現状報告、交流等

###### (ウ) 家族懇談会の開催

利用者のご家族、退所者のご家族同士が、意見や情報を交換すること等を目的として、家族懇談会を開催する。

回 数	12回（月1回）
内 容	家族同士の情報・意見交換、学習等

###### (エ) 生活リハビリテーションセンター運営委員会の開催

市における高次脳機能障害支援体制を強化するため、関係団体・支援機関から生活リハビリテーションセンター事業に対する意見・評価を聴取し、より良い事業運営につなげるとともに、医療機関との連携の強化をはじめ、現状の課題等を解決するためのネットワークを構築することを目的として、「生活リハビリテーションセンター運営委員会」を開催する。

開催回数	2回
構 成 員	・急性期医療機関 ・回復期リハビリテーション医療機関 ・地域医療機関 ・精神科医療機関 就労支援機関 ・就労移行事業所 ・就労継続事業所・相談支援機関 ・障害者団体 ・センター嘱託医 等

令和5年度堺市社会福祉事業団予算書

(単位：千円)

勘定科目		前年度予算額	予算額	増減	
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	1,533,026	1,521,049	-11,977
		受取利息配当金収入	100	100	0
		その他の収入	1,464	220	-1,244
		事業活動収入計(1)	1,534,590	1,521,369	-13,221
	支出	人件費支出	1,053,727	1,083,926	30,199
		事業費支出	266,514	288,045	21,531
事務費支出		336,651	337,470	819	
支払利息支出		214	117	-97	
事業活動支出計(2)	1,657,106	1,709,558	52,452		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		-122,516	-188,189	-65,673	
施設整備等による収支	収入	施設整備等収入計(4)	0	0	0
		固定資産取得支出	6,483	7,888	1,405
	ファイナンス・リース債務の返済支出	4,157	4,255	98	
	施設整備等支出計(5)	10,640	12,143	1,503	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		-10,640	-12,143	-1,503
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	2,026	7,181	5,155
		その他の活動収入計(7)	2,026	7,181	5,155
	支出	積立資産支出	13,246	4,875	-8,371
		その他の活動支出計(8)	13,246	4,875	-8,371
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-11,220	2,306	13,526
予備費支出(10)		100	100	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		-144,476	-198,126	-53,650	

令和5年度法人本部拠点区分予算書

(単位：千円)

勘定科目		前年度予算額	予算額	増減	
事業活動による収支	収入	受取利息配当金収入	100	100	0
		受取利息配当金収入	100	100	0
		その他の収入	20	20	0
		雑収入	20	20	0
		事業活動収入計(1)	120	120	0
	支出	人件費支出	45,158	49,412	4,254
		役員報酬支出	4,807	6,018	1,211
		職員給料支出	20,215	20,645	430
		職員賞与支出	6,673	7,203	530
		非常勤職員給与支出	7,273	8,575	1,302
		退職給付支出	267	267	0
		法定福利費支出	5,923	6,704	781
		事務費支出	8,554	8,583	29
		福利厚生費支出	222	223	1
		旅費交通費支出	67	67	0
		研修研究費支出	512	485	-27
		事務消耗品費支出	608	608	0
		印刷製本費支出	62	62	0
		修繕費支出	432	432	0
		通信運搬費支出	152	152	0
		業務委託費支出	2,068	2,266	198
		手数料支出	385	375	-10
		保険料支出	580	538	-42
		賃借料支出	58	69	11
		土地・建物賃借料支出	2,535	2,543	8
		租税公課支出	39	23	-16
		保守料支出	496	443	-53
渉外費支出		10	10	0	
諸会費支出	93	93	0		
車輛費支出	225	184	-41		
雑支出	10	10	0		
支払利息支出	130	68	-62		
支払利息支出	130	68	-62		
	事業活動支出計(2)	53,842	58,063	4,221	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	-53,722	-57,943	-4,221	
施設整備等による収支	収入	施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支出	固定資産取得支出	4,983	7,888	2,905
		器具及び備品取得支出	4,983	5,682	699
		その他の取得支出	0	2,206	2,206
		ファイナンス・リース債務の返済支出	2,141	2,204	63
ファイナンス・リース債務の返済支出	2,141	2,204	63		
	施設整備等支出計(5)	7,124	10,092	2,968	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-7,124	-10,092	-2,968	
その他の活動による収支	収入	拠点区分間繰入金収入	61,433	67,459	6,026
		拠点区分間繰入金収入	61,433	67,459	6,026
		その他の活動収入計(7)	61,433	67,459	6,026
	支出	積立資産支出	487	629	142
		退職給付引当資産支出	487	629	142
		その他の活動支出計(8)	487	629	142
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	60,946	66,830	5,884	
	予備費支出(10)	100	100	0	
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	-1,305	-1,305	

令和5年度第1つばみ園拠点区分児童発達支援事業サービス区分予算書

(単位：千円)

勘定科目		前年度予算額	予算額	増減	
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	211,665	205,549	-6,116
		障害児施設給付費収入	16,828	15,849	-979
		利用者負担金収入	539	445	-94
		診療所収入	41,857	41,857	0
		その他の事業収入	152,441	147,398	-5,043
		その他の収入	50	50	0
		雑収入	50	50	0
		事業活動収入計(1)	211,715	205,599	-6,116
	支出	人件費支出	177,128	180,526	3,398
		職員給料支出	72,988	73,084	96
		職員賞与支出	24,563	24,820	257
		非常勤職員給与支出	55,507	57,220	1,713
		退職給付支出	846	935	89
		法定福利費支出	23,224	24,467	1,243
		事業費支出	41,387	43,243	1,856
		給食費支出	2,420	2,626	206
		医薬品費支出	608	608	0
		診療・療養等材料費支出	780	780	0
		保健衛生費支出	140	219	79
		保育材料費支出	879	909	30
		水道光熱費支出	7,079	10,079	3,000
		保険料支出	241	239	-2
		賃借料支出	29,165	27,708	-1,457
		教育指導費支出	28	28	0
		車両費支出	17	17	0
		雑支出	30	30	0
		事務費支出	20,200	20,601	401
福利厚生費支出		961	982	21	
職員被服費支出		116	116	0	
旅費交通費支出		185	185	0	
研修研究費支出		270	270	0	
事務消耗品費支出		805	415	-390	
修繕費支出		160	365	205	
通信運搬費支出		882	1,012	130	
広報費支出		134	134	0	
業務委託費支出		11,190	11,170	-20	
手数料支出		279	446	167	
賃借料支出		618	629	11	
租税公課支出	61	61	0		
保守料支出	4,141	4,238	97		
諸会費支出	378	378	0		
雑支出	20	200	180		
支払利息支出	14	7	-7		
支払利息支出	14	7	-7		
	事業活動支出計(2)	238,729	244,377	5,648	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	-27,014	-38,778	-11,764	
施設整備等による収支	収入	施設整備等収入計(4)	0	0	0
		ファイナンス・リース債務の返済支出	259	266	7
	支出	ファイナンス・リース債務の返済支出	259	266	7
		施設整備等支出計(5)	259	266	7
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-259	-266	-7	
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	279	426	147
		自主事業積立資産取崩収入	279	246	-33
		事業研究積立資産取崩収入	0	180	180
		その他の活動収入計(7)	279	426	147
	支出	積立資産支出	1,544	452	-1,092
		退職給付引当資産支出	1,544	452	-1,092
		拠点区分間繰入金支出	12,356	13,597	1,241
	拠点区分間繰入金支出	12,356	13,597	1,241	
	その他の活動支出計(8)	13,900	14,049	149	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-13,621	-13,623	-2	
	予備費支出(10)	0	0	0	
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	-40,894	-52,667	-11,773	

令和5年度第2つばみ園拠点区分児童発達支援事業サービス区分予算書

(単位：千円)

勘定科目		前年度予算額	予算額	増減		
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	205,499	205,634	135	
		障害児施設給付費収入	129,148	126,287	-2,861	
		利用者負担金収入	1,398	1,536	138	
		その他の事業収入	74,953	77,811	2,858	
		その他の収入	50	50	0	
		雑収入	50	50	0	
		事業活動収入計(1)	205,549	205,684	135	
	支出	事業活動による収支	人件費支出	151,148	156,558	5,410
			職員給料支出	76,241	84,898	8,657
			職員賞与支出	26,192	27,643	1,451
			非常勤職員給与支出	27,805	21,423	-6,382
			退職給付支出	1,157	1,469	312
			法定福利費支出	19,753	21,125	1,372
			事業費支出	51,028	53,424	2,396
			給食費支出	4,190	4,565	375
			保健衛生費支出	81	147	66
			保育材料費支出	941	991	50
			水道光熱費支出	3,684	5,384	1,700
			保険料支出	110	110	0
			賃借料支出	41,964	42,170	206
			教育指導費支出	17	17	0
			車輛費支出	11	10	-1
			雑支出	30	30	0
			事務費支出	10,778	11,588	810
			福利厚生費支出	916	920	4
			職員被服費支出	20	20	0
			旅費交通費支出	65	65	0
			研修研究費支出	148	148	0
			事務消耗品費支出	180	107	-73
			修繕費支出	345	495	150
			通信運搬費支出	204	204	0
広報費支出			134	134	0	
業務委託費支出			5,906	5,860	-46	
手数料支出			219	431	212	
賃借料支出			34	37	3	
租税公課支出			25	25	0	
保守料支出			2,494	2,554	60	
諸会費支出			68	68	0	
雑支出			20	520	500	
支払利息支出			14	7	-7	
支払利息支出			14	7	-7	
	事業活動支出計(2)	212,968	221,577	8,609		
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	-7,419	-15,893	-8,474		
施設整備等による収支	収入	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	支出	ファイナンス・リース債務の返済支出	259	266	7	
		ファイナンス・リース債務の返済支出	259	266	7	
	施設整備等支出計(5)	259	266	7		
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-259	-266	-7		
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	287	729	442	
		自主事業積立資産取崩収入	287	549	262	
		事業研究積立資産取崩収入	0	180	180	
		その他の活動収入計(7)	287	729	442	
	支出	積立資産支出	2,248	862	-1,386	
		退職給付引当資産支出	2,248	862	-1,386	
		拠点区分間繰入金支出	10,513	11,574	1,061	
		拠点区分間繰入金支出	10,513	11,574	1,061	
	その他の活動支出計(8)	12,761	12,436	-325		
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-12,474	-11,707	767		
	予備費支出(10)	0	0	0		
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	-20,152	-27,866	-7,714		

令和5年度第1もず園拠点区分児童発達支援事業サービス区分予算書

(単位：千円)

勘定科目		前年度予算額	予算額	増減	
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	198,060	190,203	-7,857
		障害児施設給付費収入	9,328	9,150	-178
		利用者負担金収入	498	459	-39
		診療所収入	34,619	27,955	-6,664
		その他の事業収入	153,615	152,639	-976
		その他の収入	50	50	0
		雑収入	50	50	0
	事業活動収入計(1)		198,110	190,253	-7,857
	支出	人件費支出	178,649	180,568	1,919
		職員給料支出	100,041	99,245	-796
		職員賞与支出	33,254	34,458	1,204
		非常勤職員給与支出	20,817	21,390	573
		退職給付支出	1,157	1,024	-133
		法定福利費支出	23,380	24,451	1,071
		事業費支出	28,576	31,126	2,550
		給食費支出	1,717	1,849	132
		医薬品費支出	321	321	0
		診療・療養等材料費支出	995	995	0
		保健衛生費支出	121	142	21
		保育材料費支出	634	632	-2
水道光熱費支出		5,603	7,962	2,359	
保険料支出		281	293	12	
賃借料支出		18,345	18,145	-200	
教育指導費支出		36	36	0	
車両費支出		26	20	-6	
報償費支出		467	701	234	
雑支出		30	30	0	
事務費支出		17,787	18,270	483	
福利厚生費支出		835	853	18	
職員被服費支出		50	50	0	
旅費交通費支出		116	178	62	
研修研究費支出		247	247	0	
事務消耗品費支出		475	380	-95	
燃料費支出		1	1	0	
修繕費支出		873	873	0	
通信運搬費支出		751	742	-9	
広報費支出		134	134	0	
業務委託費支出		9,680	9,840	160	
手数料支出		361	504	143	
賃借料支出		322	323	1	
租税公課支出		41	42	1	
保守料支出	3,508	3,530	22		
諸会費支出	373	373	0		
雑支出	20	200	180		
支払利息支出	28	21	-7		
支払利息支出	28	21	-7		
事業活動支出計(2)		225,040	229,985	4,945	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		-26,930	-39,732	-12,802	
施設整備等による収支	収入				
		施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支出	ファイナンス・リース債務の返済支出	980	987	7
		ファイナンス・リース債務の返済支出	980	987	7
施設整備等支出計(5)		980	987	7	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		-980	-987	-7	
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	306	491	185
		自主事業積立資産取崩収入	306	311	5
		事業研究積立資産取崩収入	0	180	180
		その他の活動収入計(7)	306	491	185
	支出	積立資産支出	1,807	1,918	111
		退職給付引当資産支出	1,807	1,918	111
		拠点区分間繰入金支出	11,742	12,437	695
		拠点区分間繰入金支出	11,742	12,437	695
その他の活動支出計(8)		13,549	14,355	806	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		-13,243	-13,864	-621	
予備費支出(10)		0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		-41,153	-54,583	-13,430	

令和5年度第1もず園拠点区分障害児相談支援事業サービス区分予算書

(単位：千円)

勘定科目		前年度予算額	予算額	増減	
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	35,930	41,528	5,598
		障害児施設給付費収入	15,852	14,134	-1,718
		その他の事業収入	20,078	27,394	7,316
		事業活動収入計(1)	35,930	41,528	5,598
	支出	人件費支出	31,629	36,485	4,856
		職員給料支出	18,464	23,601	5,137
		職員賞与支出	6,386	7,731	1,345
		非常勤職員給与支出	2,422	0	-2,422
		退職給付支出	223	223	0
		法定福利費支出	4,134	4,930	796
		事業費支出	169	197	28
		水道光熱費支出	99	140	41
		保険料支出	31	28	-3
		車輛費支出	39	29	-10
		事務費支出	801	1,318	517
		福利厚生費支出	118	123	5
		旅費交通費支出	69	69	0
		研修研究費支出	83	83	0
		事務消耗品費支出	104	104	0
		通信運搬費支出	220	217	-3
業務委託費支出	130	130	0		
手数料支出	11	146	135		
賃借料支出	8	8	0		
保守料支出	33	413	380		
諸会費支出	25	25	0		
支払利息支出	14	7	-7		
支払利息支出	14	7	-7		
	事業活動支出計(2)	32,613	38,007	5,394	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	3,317	3,521	204	
施設整備等による収支	収入				
		施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支出	ファイナンス・リース債務の返済支出	259	266	7
		ファイナンス・リース債務の返済支出	259	266	7
	施設整備等支出計(5)	259	266	7	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-259	-266	-7	
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	73	121	48
		自主事業積立資産取崩収入	73	121	48
		その他の活動収入計(7)	73	121	48
	支出	積立資産支出	241	193	-48
		退職給付引当資産支出	241	193	-48
		拠点区分間繰入金支出	2,890	3,183	293
		拠点区分間繰入金支出	2,890	3,183	293
	その他の活動支出計(8)	3,131	3,376	245	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-3,058	-3,255	-197	
	予備費支出(10)	0	0	0	
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	0	0	

令和5年度第2もず園拠点区分児童発達支援事業サービス区分予算書

(単位：千円)

勘定科目		前年度予算額	予算額	増減	
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	343,515	342,369	-1,146
		障害児施設給付費収入	189,150	188,083	-1,067
		利用者負担金収入	2,168	2,316	148
		その他の事業収入	152,197	151,970	-227
		その他の収入	50	50	0
		雑収入	50	50	0
		事業活動収入計(1)	343,565	342,419	-1,146
	支出	人件費支出	270,245	278,980	8,735
		職員給料支出	141,240	147,247	6,007
		職員賞与支出	45,973	47,761	1,788
		非常勤職員給与支出	45,204	43,636	-1,568
		退職給付支出	2,581	2,715	134
		法定福利費支出	35,247	37,621	2,374
		事業費支出	80,382	82,256	1,874
		給食費支出	6,946	7,528	582
		保健衛生費支出	189	108	-81
		保育材料費支出	1,881	1,881	0
		水道光熱費支出	4,129	5,867	1,738
		保険料支出	263	256	-7
		賃借料支出	66,648	66,314	-334
		教育指導費支出	37	37	0
		車両費支出	96	72	-24
		雑支出	193	193	0
		事務費支出	14,806	14,583	-223
		福利厚生費支出	1,548	1,510	-38
		職員被服費支出	40	40	0
		旅費交通費支出	110	110	0
		研修研究費支出	292	292	0
		事務消耗品費支出	554	495	-59
		燃料費支出	5	5	0
		修繕費支出	915	915	0
		通信運搬費支出	641	661	20
		広報費支出	134	134	0
業務委託費支出		5,522	5,510	-12	
手数料支出		728	889	161	
賃借料支出		739	733	-6	
租税公課支出		55	35	-20	
保守料支出	3,108	2,979	-129		
諸会費支出	75	75	0		
雑支出	340	200	-140		
支払利息支出	14	7	-7		
支払利息支出	14	7	-7		
	事業活動支出計(2)	365,447	375,826	10,379	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	-21,882	-33,407	-11,525	
施設整備等による収支	収入				
		施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支出	ファイナンス・リース債務の返済支出	259	266	7
		ファイナンス・リース債務の返済支出	259	266	7
	施設整備等支出計(5)	259	266	7	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-259	-266	-7	
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	1,014	822	-192
		自主事業積立資産取崩収入	1,014	642	-372
		事業研究積立資産取崩収入	0	180	180
		その他の活動収入計(7)	1,014	822	-192
	支出	積立資産支出	1,406	717	-689
		退職給付引当資産支出	1,406	717	-689
		拠点区分間繰入金支出	18,318	20,828	2,510
		拠点区分間繰入金支出	18,318	20,828	2,510
	その他の活動支出計(8)	19,724	21,545	1,821	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-18,710	-20,723	-2,013	
	予備費支出(10)	0	0	0	
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	-40,851	-54,396	-13,545	

令和5年度おおぞら拠点区分予算書

(単位：千円)

勘定科目		前年度予算額	予算額	増減		
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	61,520	59,395	-2,125	
		その他の事業収入	61,520	59,395	-2,125	
		事業活動収入計(1)	61,520	59,395	-2,125	
	支出		人件費支出	44,312	41,516	-2,796
			職員給料支出	26,639	20,254	-6,385
			職員賞与支出	9,269	7,241	-2,028
			非常勤職員給与支出	2,372	8,212	5,840
			退職給付支出	223	178	-45
			法定福利費支出	5,809	5,631	-178
			事業費支出	2,772	3,567	795
			水道光熱費支出	1,686	2,479	793
			保険料支出	594	596	2
			賃借料支出	238	238	0
			教育指導費支出	172	172	0
			車両費支出	82	82	0
			事務費支出	10,925	11,426	501
			福利厚生費支出	139	147	8
			旅費交通費支出	151	151	0
			研修研究費支出	101	101	0
			事務消耗品費支出	893	893	0
			燃料費支出	9	9	0
			修繕費支出	4,008	4,008	0
			通信運搬費支出	401	427	26
			広報費支出	359	359	0
			業務委託費支出	2,635	2,637	2
			手数料支出	142	285	143
			賃借料支出	327	509	182
		租税公課支出	3	2	-1	
		保守料支出	1,757	1,718	-39	
		雑支出	0	180	180	
	事業活動支出計(2)	58,009	56,509	-1,500		
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	3,511	2,886	-625		
施設整備等による収支	収入	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	支出					
		施設整備等支出計(5)	0	0	0	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0		
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	67	242	175	
		自主事業積立資産取崩収入	67	62	-5	
		事業研究積立資産取崩収入	0	180	180	
		その他の活動収入計(7)	67	242	175	
	支出	積立資産支出	690	104	-586	
		退職給付引当資産支出	690	104	-586	
		拠点区分間繰入金支出	2,888	3,024	136	
		拠点区分間繰入金支出	2,888	3,024	136	
	その他の活動支出計(8)	3,578	3,128	-450		
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-3,511	-2,886	625		
	予備費支出(10)	0	0	0		
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	0	0		

令和5年度健康福祉プラザ拠点区分身体障害者福祉センター事業サービス区分予算書  
(単位：千円)

		勘定科目	前年度予算額	予算額	増減
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	384,650	383,697	-953
		利用者負担金収入	1,669	1,840	171
		その他の事業収入	382,981	381,857	-1,124
		その他の収入	1,244	0	-1,244
		講師派遣収入	10	0	-10
		雑収入	1,234	0	-1,234
		事業活動収入計(1)	385,894	383,697	-2,197
	支出	人件費支出	72,571	75,205	2,634
		職員給料支出	35,661	36,836	1,175
		職員賞与支出	13,338	13,364	26
		非常勤職員給与支出	13,630	14,552	922
		退職給付支出	1,069	1,069	0
		法定福利費支出	8,873	9,384	511
		事業費支出	59,806	71,949	12,143
		教養娯楽費支出	1,488	1,628	140
		水道光熱費支出	55,607	67,576	11,969
		燃料費支出	100	50	-50
		保険料支出	632	632	0
		賃借料支出	120	120	0
		車輜費支出	151	171	20
		報償費支出	1,708	1,772	64
		事務費支出	248,462	246,888	-1,574
		福利厚生費支出	228	211	-17
		旅費交通費支出	91	245	154
		研修研究費支出	106	51	-55
		事務消耗品費支出	1,833	1,623	-210
		印刷製本費支出	47	0	-47
		修繕費支出	6,060	4,900	-1,160
		通信運搬費支出	1,591	1,715	124
広報費支出	789	725	-64		
業務委託費支出	38,095	37,342	-753		
手数料支出	428	411	-17		
保険料支出	157	152	-5		
賃借料支出	826	827	1		
租税公課支出	57	54	-3		
保守料支出	8,273	8,751	478		
配分金支出	189,856	189,856	0		
諸会費支出	25	25	0		
事業活動支出計(2)	380,839	394,042	13,203		
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	5,055	-10,345	-15,400
施設整備等による収支	収入	施設整備等収入計(4)	0	0	0
		固定資産取得支出	1,500	0	-1,500
	支出	器具及び備品取得支出	1,500	0	-1,500
		施設整備等支出計(5)	1,500	0	-1,500
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-1,500	0	1,500
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	0	2,948	2,948
		退職給付引当資産取崩収入	0	2,948	2,948
		サービス区分間繰入金収入	1,115	0	-1,115
		サービス区分間繰入金収入	1,115	0	-1,115
		その他の活動収入計(7)	1,115	2,948	1,833
	支出	積立資産支出	3,709	0	-3,709
		退職給付引当資産支出	3,709	0	-3,709
		拠点区分間繰入金支出	1,272	1,314	42
		拠点区分間繰入金支出	1,272	1,314	42
		サービス区分間繰入金支出	0	5,000	5,000
サービス区分間繰入金支出	0	5,000	5,000		
その他の活動支出計(8)	4,981	6,314	1,333		
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-3,866	-3,366	500
		予備費支出(10)	0	0	0
		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	-311	-13,711	-13,400

令和5年度健康福祉プラザ拠点区分障害福祉サービス事業サービス区分予算書

(単位：千円)

勘定科目		前年度予算額	予算額	増減	
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	92,187	92,674	487
		自立支援給付費収入	50,383	50,955	572
		利用者負担金収入	7,119	7,034	-85
		特定費用収入	30	30	0
		その他の事業収入	34,655	34,655	0
		事業活動収入計(1)	92,187	92,674	487
	支出	人件費支出	82,887	84,676	1,789
		職員給料支出	47,163	46,961	-202
		職員賞与支出	16,016	16,840	824
		非常勤職員給与支出	8,153	8,508	355
		退職給付支出	712	712	0
		法定福利費支出	10,843	11,655	812
		事業費支出	2,394	2,283	-111
		給食費支出	1,627	1,502	-125
		保健衛生費支出	92	92	0
		消耗器具備品費支出	33	33	0
		保険料支出	77	77	0
		教育指導費支出	233	247	14
		報償費支出	332	332	0
		事務費支出	4,338	4,213	-125
		福利厚生費支出	396	396	0
		職員被服費支出	55	55	0
		旅費交通費支出	158	58	-100
		研修研究費支出	379	298	-81
		事務消耗品費支出	173	173	0
		印刷製本費支出	32	32	0
		通信運搬費支出	306	470	164
広報費支出	257	194	-63		
手数料支出	157	202	45		
賃借料支出	1,432	1,342	-90		
租税公課支出	2	2	0		
保守料支出	971	971	0		
諸会費支出	20	20	0		
事業活動支出計(2)	89,619	91,172	1,553		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	2,568	1,502	-1,066		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	支出				
施設整備等支出計(5)	0	0	0		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0		
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	0	1,402	1,402
		退職給付引当資産取崩収入	0	1,402	1,402
		サービス区分間繰入金収入	0	5,000	5,000
		サービス区分間繰入金収入	0	5,000	5,000
		その他の活動収入計(7)	0	6,402	6,402
	支出	積立資産支出	1,114	0	-1,114
		退職給付引当資産支出	1,114	0	-1,114
		拠点区分間繰入金支出	1,454	1,502	48
		拠点区分間繰入金支出	1,454	1,502	48
		サービス区分間繰入金支出	1,115	0	-1,115
サービス区分間繰入金支出	1,115	0	-1,115		
その他の活動支出計(8)	3,683	1,502	-2,181		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-3,683	4,900	8,583		
予備費支出(10)	0	0	0		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	-1,115	6,402	7,517		